八王子市
ツキノワグマ対応マニュアル

八　王　子　市

目次

本マニュアルについて 1
1　目的 1
2　心得 1
3　用語の定義 1
4　本マニュアルの使い方 2
第１章　出没時の対応 4
1　出没に備えた事前準備 4
⑴　クマ出没対応時の連絡体制と役割分担 4
ア　八王子市 4
イ　市委託業者（専門業者）等 4
ウ　東京都 5
エ　警察 5
オ　消防 5
⑵　装備・備品の確保 5
⑶　保険への加入 5
⑷　権限者不在時の対応（代決） 5
2　クマ出没時の対応方針 7
⑴　対応基準 7
⑵　通報時の初動対応 8
⑶　危機レベルの判断 9
⑷　情報伝達 9
3　危機レベルに応じた対応 10
⑴　危機レベル１における対応 10
ア　市対応所管との連携 10
イ　対応内容 10
⑵　危機レベル２における対応 11
ア　八王子市ツキノワグマ警戒連絡体制の構築 11
イ　警戒連絡体制の動き 13
ウ　対応内容 14
エ　警戒連絡体制の解除 15
⑶　危機レベル３及び４における対応 16
ア　八王子市ツキノワグマ対策本部の設置 17
イ　対策本部の動き 21
ウ　対応内容 23
エ　対策本部の解散 26
オ　対策本部等の設置の省略 26

第２章　緊急銃猟時の対応 27
１　緊急銃猟に備えた事前準備 27
⑴　緊急銃猟の対応体制の確保 27
ア　関係者の役割分担 27
イ　捕獲者の選定（捕獲対応班） 28
ウ　関係者リスト及び連絡網の作成 28
⑵　訓練の実施 29
２　出没時の緊急銃猟による対応 30
⑴　緊急銃猟対応フロー 30
⑵　各工程の詳細 31
①　初動対応（緊急対応） 31
②　緊急銃猟に関する計画の調整 31
③　応援要請 32
④　安全を確保するための措置 32
⑤　緊急銃猟実施条件の確認 34
⑥　緊急銃猟の外部への委託 34
⑦　緊急銃猟のための土地の立ち入り等 34
⑧　緊急銃猟の実行 35
⑨　捕獲個体の処理及び原状回復 35
⑩　損失補償手続き 36
⑪　出没要因の調査（捕獲・対応記録の作成） 36
⑶　対策本部等の設置を省略した場合 36
第３章　人の日常生活圏への誘引防止と平時の取り組み 37
１　人とクマのすみ分け 37
⑴　出没を防ぐための基本的な考え方 37
⑵　ゾーニングの基本 37
２　出没の未然防止と対応の方針 38
３　平時における役割分担 38
４　体制の強化と専門家との連携による課題解決 40
⑴　人材の選定と配置 40
⑵　人材の育成 40
⑶　専門機関・外部専門家との協働 40
５　人の日常生活圏への出没防止 41
⑴　出没する要因 41
⑵　出没防止のための取り組み 41
ア　誘引防止対策（クマを引き寄せない） 41
イ　環境整備対策（クマを潜ませない・移動させない） 42
ウ　物理的防除対策（クマを物理的に侵入させない） 42
６　クマの生息域での対策 42

７　普及啓発 43
８　出没予測と注意喚起 44
巻末資料 45

本マニュアルについて

１　目的

本マニュアルは、東京都ツキノワグマ対応マニュアルに基づき、ツキノワグマ（以下「クマ」という。）による人身被害を防止するため、クマ出没時における八王子市の実情に即した対応体制、役割分担及び警戒連絡体制、並びに人の日常生活圏に出没させない取り組みをあらかじめ整理するとともに、必要な実施手順を定めるものである。

また、緊急時における迅速な意思決定を図るとともに、現場における安全かつ的確な対応について定めることを目的とする。

２　心得

【クマ対応時の心得】

- **【出没時の対応】出没時こそ冷静に：焦りと刺激が事態の悪化を招く**

  山林と住宅地が密接する八王子市では、クマの出没は即座に市民の日常生活空間の危機へ直結する。本来、クマは人を避けるという性質を持つものの、人の動揺と刺激によるクマの行動変化によって、対応が難しくなることがある。出没時こそ人は冷静かつ速やかな対応に徹する。

- **【緊急銃猟時の対応】日常空間での最終手段：極限の安全管理を**

  人の日常生活圏での銃猟は人命に関わる最終防衛手段である。市街地出没時のストレス等による突発的な行動変化の可能性も見込んで、絶対に安全な状態はないことを心得る。平時からの極限の安全管理と実践的訓練を重ねることで安全は維持される。

- **【人の日常生活圏に誘引しない取り組み】平時で決まる：都市を守る確かな防衛線を**

  山林と住宅地が隣接し、緩衝帯（バッファゾーン）が狭い八王子市において、出没後の対応は事後処理に過ぎない。日常における対策の徹底により、人の日常生活圏やその周辺に出没させない、遭遇しない取り組みこそが、出没対応の基本であることを心得る。

３　用語の定義

本マニュアルで使用する用語の定義は、次のとおりとする。

○　人の日常生活圏

人が生計をたて、普段活動する過程で行動する範囲。例えば、住居や広場、生活用道路、商業施設、農地その他の勤務地、電車、自動車、船舶等

○　人の日常生活圏周辺

人の日常生活圏から 200m 以内の地域

※八王子市独自の定義

人の日常生活圏周辺については明確な法令上の定義はないが、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第 16 条に関する最高裁判決平成 12 年２月 24 日において、（銃の）発射地点の周囲半径約 200m 以内に人家が約 10 軒存在する場所が「人家稠密の場所」に該当す

ると判断されている。
　当該判例を参考に、人の日常生活圏との近接性を評価するための指標として、半径200m の範囲を設定している。

○　人の日常生活圏外
　人の日常生活圏及び人の日常生活圏周辺以外の地域

○　住居集合地域
　住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所。人家と田畑が混在する地域内にあり、(銃の) 発射地点の周囲半径約 200 メートル以内に人家が約 10 軒ある場所。

○　緊急銃猟
　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）第 34 条の２に規定する緊急銃猟のこと。危険鳥獣が人の日常生活圏に侵入した場合等の一定の条件を満たしたときに、市町村長が、銃器の使用による人の生命身体に対する危害を防止した上で、銃器を使用した当該危険鳥獣の捕獲等をすること。
　緊急銃猟の実施が可能となる４条件は次のとおり。
　①「場所」:
　　危険鳥獣が人の日常生活圏に侵入
　②「緊急性」:
　　危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要
　③「方法」:
　　銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等をすることが困難
　④「安全性の確保」:
　　避難等によって地域住民等に弾丸が到達するおそれがない

４　本マニュアルの使い方

　本マニュアルは、クマ出没時の迅速な初動対応から、最終手段である緊急銃猟の手順、そして平時における出没防止策まで、状況に応じて必要な対応を速やかに確認できるよう構成されている。目的に応じて、次の各章を参照する。

- クマが人の日常生活圏等に出没した場合、又は出没の通報を受けた場合

⇒ 【第１章　出没時の対応】（４ページ）　を参照
　初動対応の流れ、危機レベル（１～４）の判断、レベルに応じた組織体制の構築と具体的な現場対応手順について記載

- 人身被害の危険性が極めて高く、緊急銃猟を検討し、対応体制へ移行する場合

⇒ 【第２章　緊急銃猟時の対応】(26 ページ)　を参照
　緊急銃猟の実施条件の確認、安全確保措置、関係者等との連携などの具体的な実施手順について記載

- クマを人の日常生活圏に寄せ付けないため、平時の備えや環境づくりを行う場合

⇒ 【第３章　人の日常生活圏への誘引防止と平時の取り組み】(36 ページ)　を参照
ごみ管理や放置果樹の除去、草刈りなどの環境整備、市民への普及啓発、出没防止のための取り組み等について記載

第１章　出没時の対応

１　出没に備えた事前準備

⑴　クマ出没対応時の連絡体制と役割分担

クマの出没に当たっては、八王子市、市委託業者（専門業者）等、東京都、警察及び消防等の関係者が密に連携し、対応する。関係機関の連絡先は次の連絡体制図のとおり。

【連絡体制図】

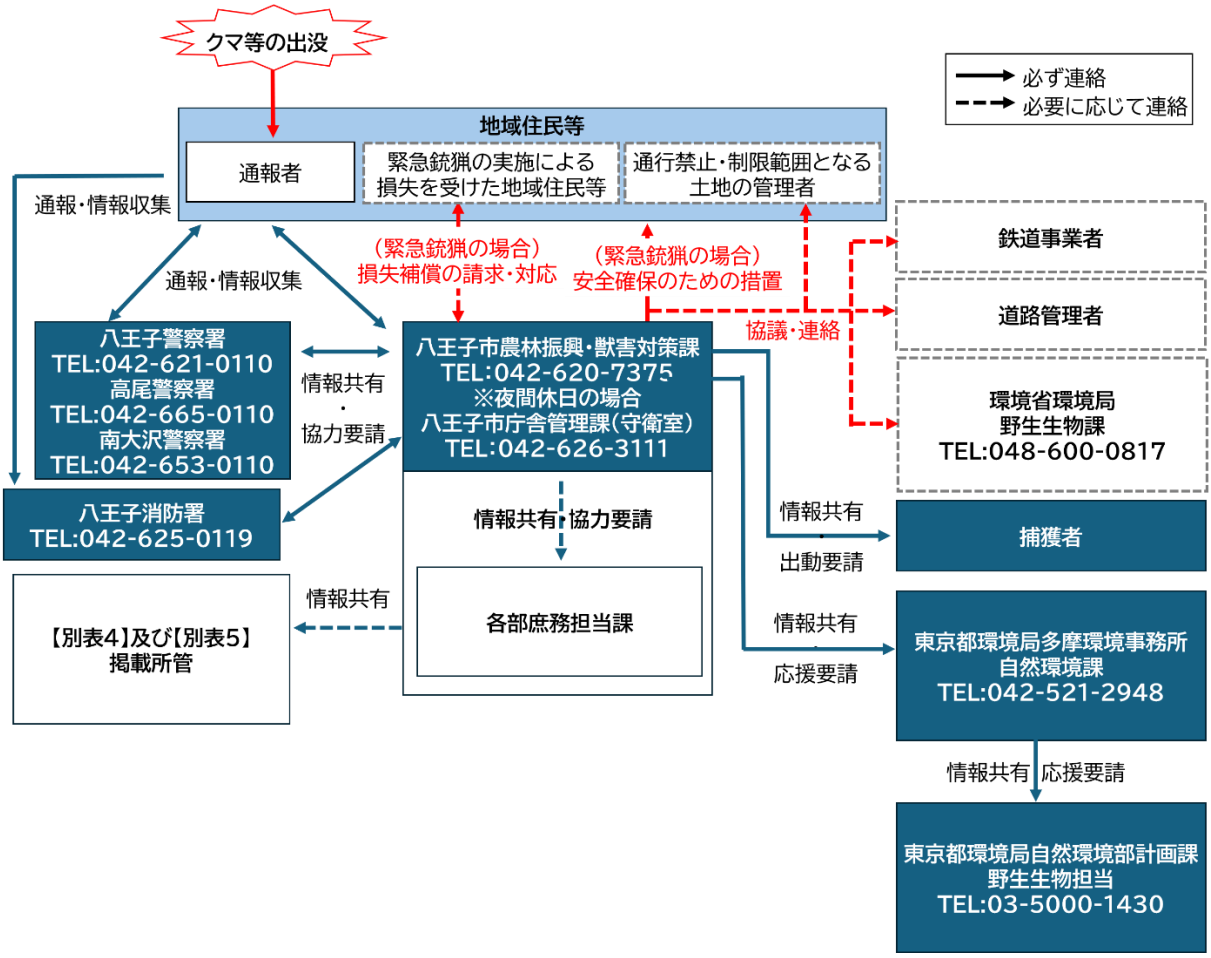

緊急時においても円滑に業務が遂行できるよう、事前に役割を理解しておく必要があり、各関係機関の主な役割は次のとおりとする。

記載のない役割については、状況に応じて八王子市が実施又は関係機関に協力を要請する。

ア　八王子市

- 全体の統括、対応方針及び方法の決定、安全確保、関係機関への協力要請、緊急銃猟の実施判断

イ　市委託業者（専門業者）等

- 対応方針及び方法への助言
- 許可に基づく捕獲等（緊急銃猟を含む）の実施

ウ　東京都

- 対応方針及び方法への助言
- 注意喚起、規制、現地対策本部への協力
- 関係機関への連絡調整

エ　警察

- 対応方針及び方法への助言
- 注意喚起、規制、現地対策本部への協力

オ　消防

- 負傷者の救護・搬送

⑵　装備・備品の確保

【共通】

□ヘルメット　□ゼッケン　□腕章　□防護盾　□クマ撃退スプレー
□デジタルカメラ　□拡声器　□ブルーシート　□テーブル　□イス
□立ち入りを規制する器具（バリケード・カラーコーン、立ち入り禁止テープ等）
□地図（出没箇所周辺がわかるもの）
□本マニュアル　□緊急銃猟ガイドライン（環境省）
□現場で確認すべき基本的な項目チェックリスト【別表１】
□緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト【別表２】
□緊急銃猟時の確認チェックリスト【別表３】
□誘導棒　□ホワイトボード　□無線機

【夜間】

□手持ちライト　□サーチライト

【状況に応じて】

□捕獲わな

【緊急銃猟時（法令上必須）】

□緊急銃猟を行う捕獲者の証票

⑶　保険への加入

安全確保措置を講じていても予期せぬ物損や人損が発生する可能性があるため、八王子市は、被災された市民等の確実な救済と捕獲従事者のリスク軽減を図り、自らの補償・賠償責任を確実に果たすべく保険に加入する。

なお、緊急銃猟は安全確保措置（人に危害を及ぼすおそれがないこと）が取られていることを前提に行われるため、人身事故が発生することは許容していない。万が一、事故が発生した場合は国家賠償法に基づく損害賠償での対応となる。

⑷　権限者不在時の対応（代決）

クマの出没対応に係る迅速な意思決定を確保するため、権限者が不在の場合は、八王

子市事務決裁規程第４条の定めるところによる。

２　クマ出没時の対応方針

⑴　対応基準

クマの出没状況に応じた対応を行うため、次のとおり「東京都ツキノワグマ対応マニュアル」を踏まえた４段階の危機レベルを設定し、該当する危機レベルに応じた組織体制の構築と適切な対応を図る。

なお、出没地点の周辺の環境によって、必ずしも危機レベル１から対応が始まるとは限らず、場合によっては、危機レベル３や４から始まることも想定されるため、現場の状況に応じて臨機応変に対応する。

【危機レベルと状況】

危機レベル	状　況
1	【経過観察】 ・人の日常生活圏外又は人の日常生活圏周辺において、遭遇又は被害の発生するおそれが低い場合 （例）山中での目撃、痕跡の発見　等
2	【防除対策、追い払い】 ・人の日常生活圏周辺において、遭遇又は被害の発生するおそれが高い場合　等 （例）同じ地域で２週間以内に複数回の目撃　等
3	【防除対策、追い払い、捕獲、緊急銃猟】 ・人の日常生活圏において、遭遇又は被害が発生している場合 （例）人家への侵入、倉庫が荒らされる、クマが留まっている　等 ・人の日常生活圏周辺において、クマが留まっている場合　等 ・人の日常生活圏外において、人身被害が発生した場合
4	【捕獲、緊急銃猟】 ・人の日常生活圏周辺又は人の日常生活圏において、具体的に危険が生じており、急を要する場合 （例）市街地又は観光施設等不特定多数の人の出入りがある場所への出没、人身被害・交通事故の発生　等

【危機レベル判定フロー図】

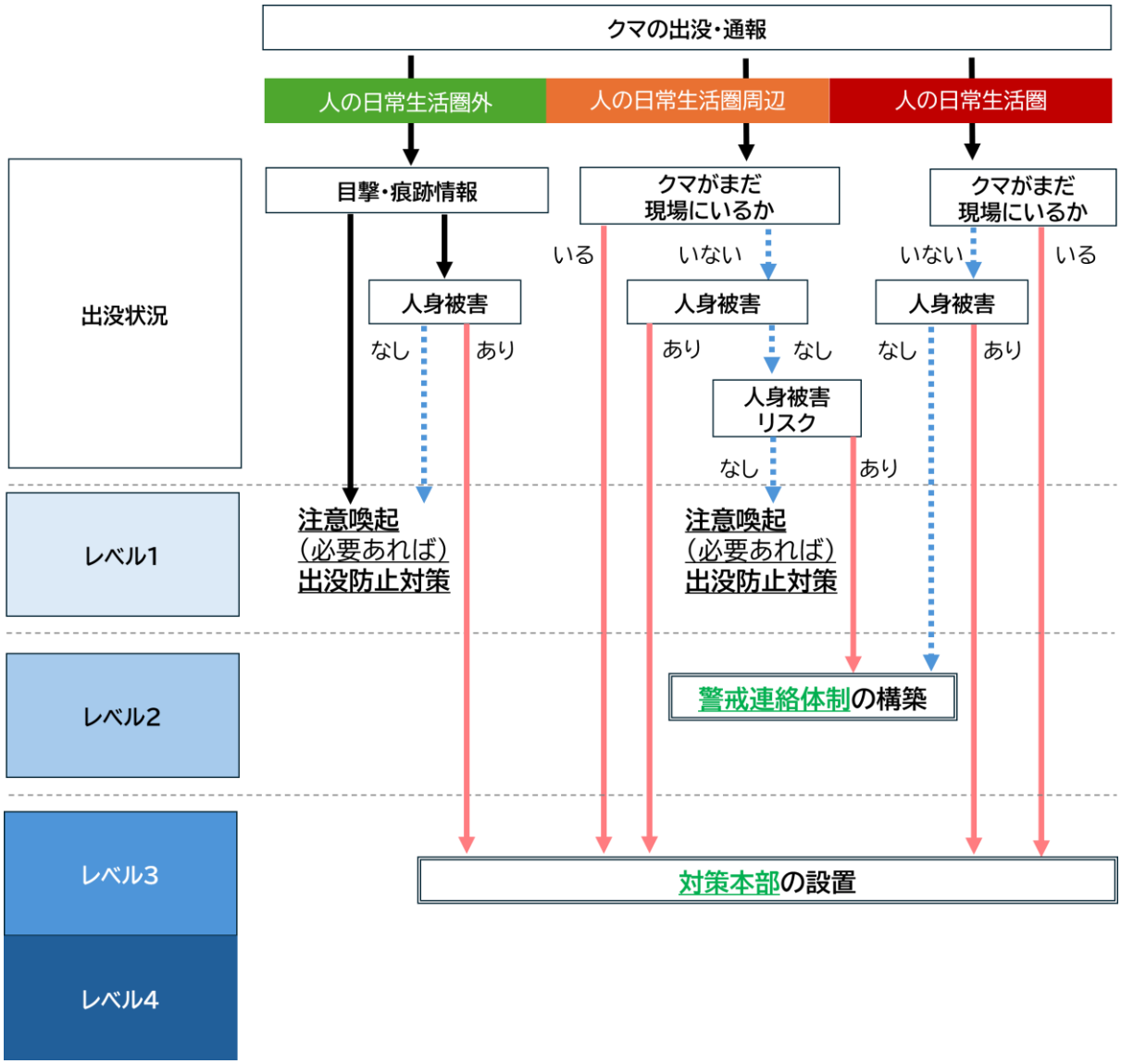

⑵　通報時の初動対応

クマの出没に関する通報を受けた際、通報者から聞き取った情報に加え、現場での状況確認が必要と判断した場合には、市委託業者（専門業者）等が原則２名以上で、安全確保を最優先に現場確認を行うと共に、市職員も現場確認を行う。警察が第一報を受けた場合は、警察からの情報を確認し、必要に応じて目撃者から再聴取を行う。現場では、【別表１】を用い、地形やクマの出没場所等を目視で確認、情報を集約し、獣害対策担当課長に報告する。

閉庁時は守衛室が受電し、直ちに獣害対策担当課へ伝達する。担当職員の現地到着に時間を要する場合は、到着を待たずに警察等へ協力を要請し、現地確認や注意喚起等の一次警戒を先行させる。

【目撃者から聞き取る項目】

項目	詳細
通報者	氏名、連絡先、通報(認知時間)等
人身被害	クマによる怪我の有無や程度
物損被害	クマによる物損の有無や程度
出没の種類	個体の目撃、痕跡の発見、その他
出没日時	クマを目撃した日時
出没場所	地番（位置や座標)、周辺環境（住宅地、学校付近、農地、山林、河川等)、誘引物（果樹、ごみ集積所等）となるものの有無
目撃した個体の情報	頭数（親子か)、色、大きさ（大型犬と比べてどうだったか） 行動、人に対してどのような行動をとったか （〇〇方向へ逃げた／逃げずにその場に留まっている／向かってきた／威嚇してきた／〇〇周辺をうろついている（徘徊している）／人に気付いていない・気にしていない／〇〇を食べていた等） ※クマと判断した特徴も確認する。
目撃者の情報	目撃時の行動、目撃後の対応（走って逃げた等）

⑶　危機レベルの判断

獣害対策担当課長は、現場からの報告をもとに危機レベルを判断する。なお、警察署と協議の上、人命への危険性が高いと判断される場合は危機レベルを見直すことがある。

⑷　情報伝達

事案の信憑性と緊急度、人身被害の有無等の状況に応じて、直ちに次の関係機関に第一報を伝達する。

【伝達先】

警察（初期対応・安全確保)、消防（被害者救護)、市対応所管、東京都自然環境部計画課（運営支援)、市委託業者（専門業者）等、【別表４】の機関（保育、学校、病院、福祉施設、町会・自治会等）

３　危機レベルに応じた対応

⑴　危機レベル１における対応

危機レベル１における対応フローは次のとおり。

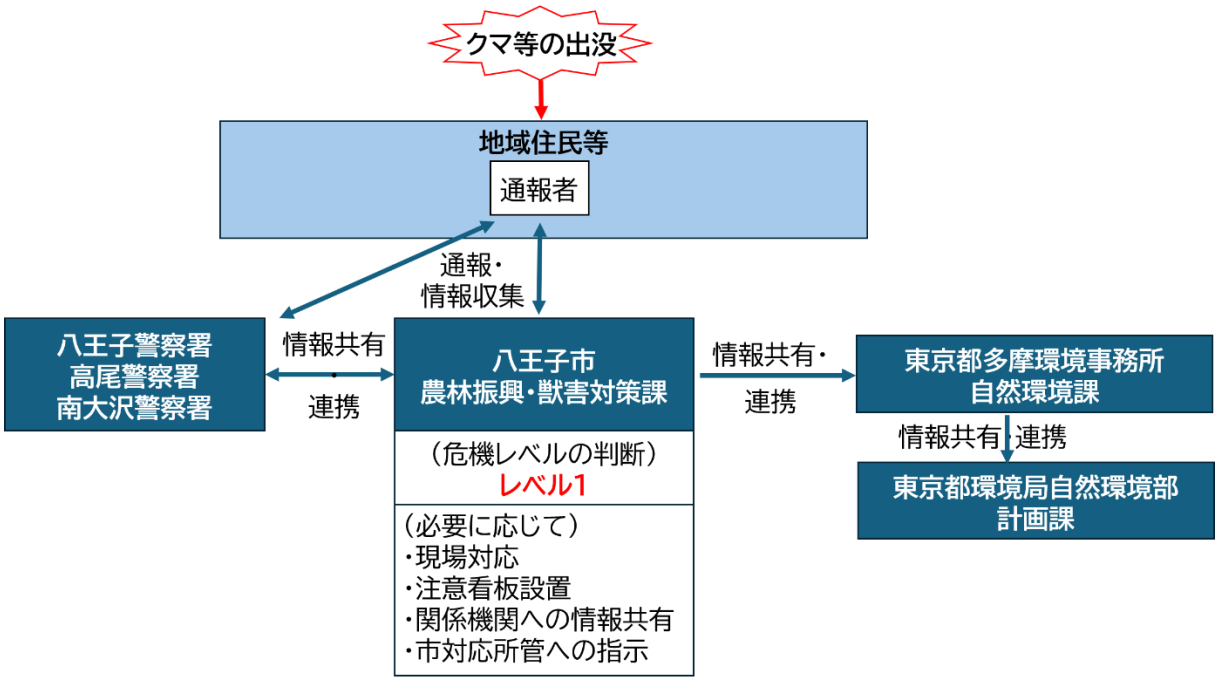

状　況	【経過観察】 ・人の日常生活圏外又は人の日常生活圏周辺において、遭遇又は被害の発生するおそれが低い場合 （例）山中での目撃、痕跡の発見　等
対　応	・注意喚起の実施 地域への注意喚起、注意喚起看板の設置、入山者への注意喚起　等 ・東京都及び警察への情報共有 ・各課の対応【別表５】

ア　市対応所管との連携

獣害対策担当課長は、市対応所管と連携した注意喚起を図る。

イ　対応内容

情報発信（注意喚起）：

⑺　通報者から連絡を受けて、農林振興・獣害対策課は必要に応じ、市対応所管へ出没等情報を周知する。連絡を受けた市対応所管は、【別表４】の機関へ連絡する。

⑴　市対応所管は、出没場所周辺における看板の設置等を必要に応じて実施する。

⑼　農林振興・獣害対策課は、東京都及び警察と情報共有を行う。

⑵　危機レベル２における対応

危機レベル２における対応フローは次のとおり。

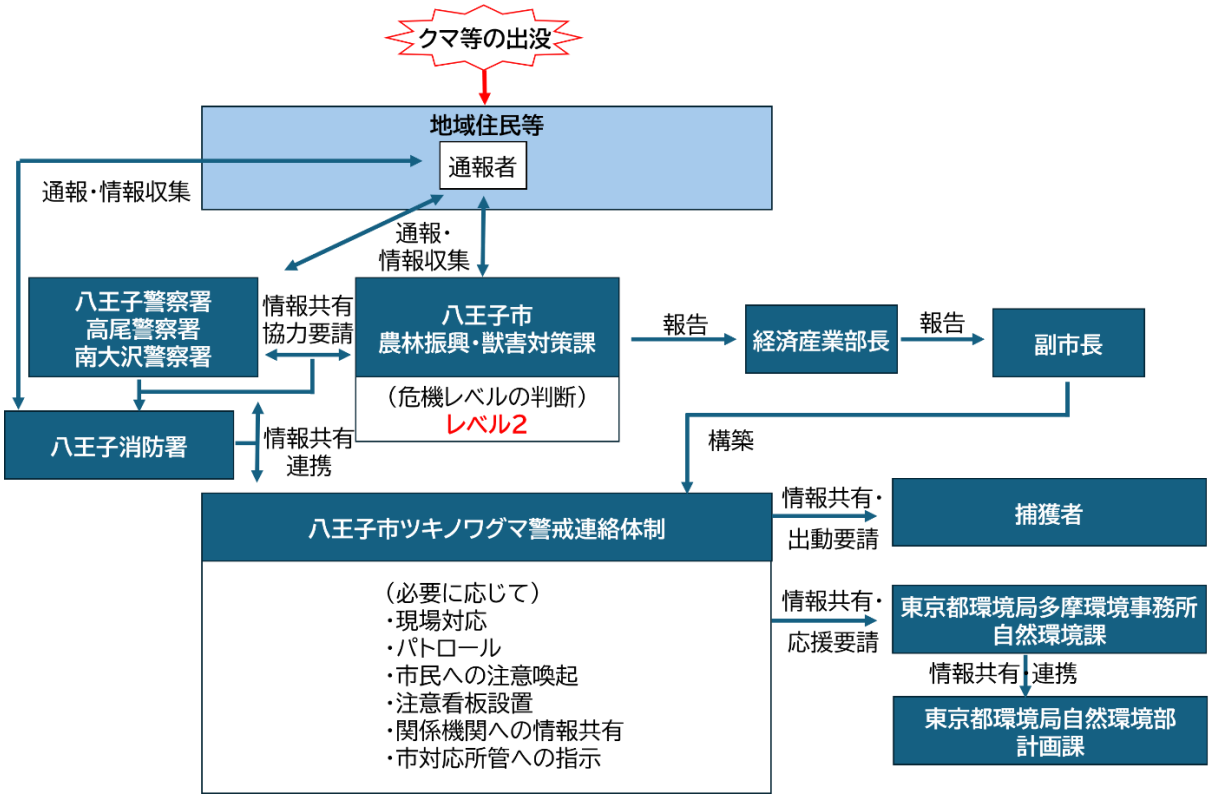

状　況	・人の日常生活圏周辺において、遭遇又は被害の発生するおそれが高い場合等 （例）同じ地域で２週間以内に複数回の目撃　等
対　応	・市民への注意喚起 ・【別表４】の機関への注意喚起 ・注意看板の設置 ・東京都、警察及び消防への情報共有 ・パトロールの実施 ・出没場所・原因等の現地調査及び防除対策の実施 ・追い払い等の実施 ・各課の対応【別表５】

ア　八王子市ツキノワグマ警戒連絡体制の構築

経済産業部担当副市長は、経済産業部長又は獣害対策担当課長からの報告により、危機レベル２の状況が発生した場合、クマによる被害を未然に防止するため、情報の共有を図るとともに、市民等への適時適切な情報発信を行い、速やかな対策を講ずることを目的とした八王子市ツキノワグマ警戒連絡体制（以下「警戒連絡体制」という。）を構築する。

閉庁時は関係部署への連絡や警戒連絡体制の構築に時間を要するため、体制が完全に整うまでの間は、電話等の連絡ツールを用いて暫定的に情報共有と初動指示を行う。

- 警戒連絡体制の事務分掌

  警戒連絡体制は、被害の未然防止策を的確かつ迅速に実施するため、情報の収集、分析、対策の方針決定及び実行並びにその他重要事項を協議するとともに、情勢に対応する必要な措置について市対応所管の部長へ指示を行う。

【構成員の主な業務】

構成員名	主な所掌事務
経済産業部担当副市長	・本部長（統括者）
経済産業部長	・副本部長（副統括者） ・農地・農家・林業家・商業施設等との連絡調整
総合政策部長	・総合調整 ・市民への注意喚起・ニュースリリースによる報道対応 ・市民からの要望等の連絡調整
総合政策部危機管理参事	・危機管理
市民活動推進部長	・町会・自治会等への連絡調整 ・大学等との連絡調整
生活安全部長	・安全パトロールカー（以下「青パト」という。）によるパトロールの実施に関する調整
市民部長	・市民部事務所との連絡調整
子ども家庭部長	・保育・幼稚園等との連絡調整 ・子ども・若者支援センター（はちビバ）との連絡調整
環境部長	・自然環境に関する調整
環境部資源循環担当部長	・ごみの出し方の周知等
学校教育部長	・市立小・中・義務教育学校との連絡調整
生涯学習スポーツ部長	・学童・放課後子ども教室等との連絡調整

【八王子市ツキノワグマ警戒連絡体制組織図】

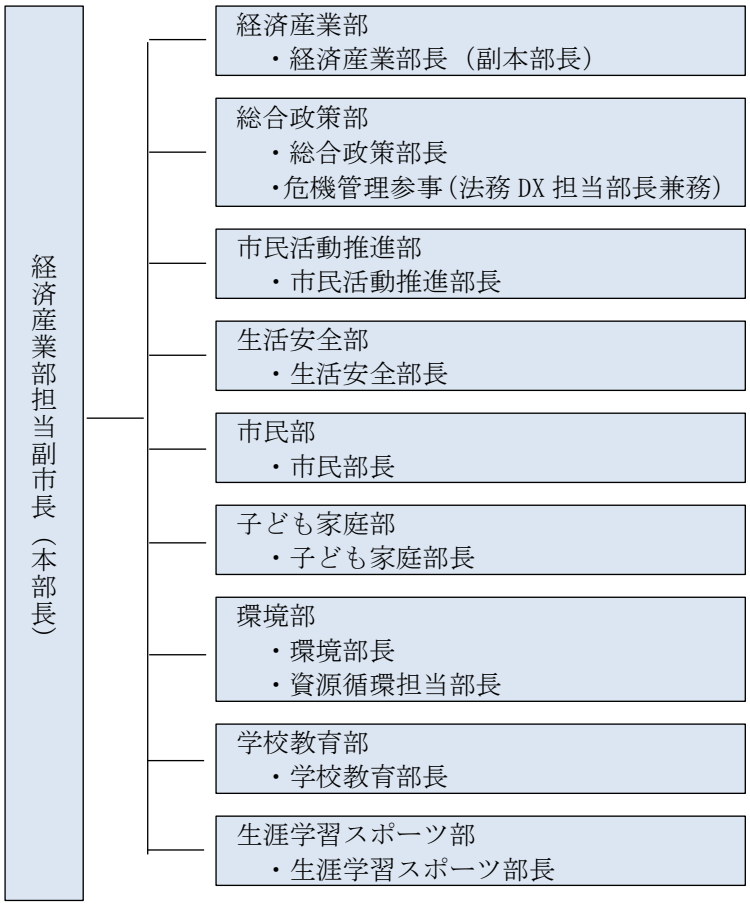

イ　警戒連絡体制の動き

(ｱ)　【初動】情報収集、整理及び住民の安全確保

警戒連絡体制は、経済産業部担当副市長の指示のもと所掌対応を行う。

- 現場の状況確認（八王子市、市委託業者（専門業者）等、警察）
- 現地の情報収集、市対応所管を通じた関係機関（東京都、警察、消防、道路管理者、施設管理者等）及び【別表４】の機関への連絡調整
- 保育、学校、病院、福祉施設等利用者の当面の安全確保
- 対応方針の検討（現場の状況を踏まえた追い払いや防除対策等必要性の検討）
- 注意喚起の検討（市ホームページ、SNS、ニュースリリース、防災無線等）

(ｲ)　【対応】対策方法の決定と実施

警戒連絡体制は、出没個体の所在や周囲の状況等を確認した後、対策方法を決定し、実施する。

- 対策方針の決定（現場の状況や危機レベル等を踏まえた判断）
- 追い払い等の実施（排除が必要とした場合）
- 出没場所・原因等の現地調査及び防除対策の実施

- 関係機関（東京都、警察、消防、道路管理者、施設管理者等）及び【別表４】の機関への情報共有
- パトロールの実施（青パト等による注意喚起巡回）
- 市民への注意喚起の実施（看板の設置及び市ホームページ、SNS、ニュースリリース、防災無線等での情報発信）

ウ　対応内容

(ｱ)　情報発信（注意喚起）

ａ　警戒連絡体制は、各部庶務担当課を通して市対応所管へ出没等情報を周知する。

ｂ　周知を受けた市対応所管は、【別表４】の機関に注意喚起を実施する。

ｃ　警戒連絡体制は、東京都、警察及び消防と情報共有を行う。

ｄ　市ホームページ、SNS、ニュースリリース、防災無線、注意喚起看板の設置等を活用し、市民や来訪者等へ幅広く注意喚起を実施する。

(ｲ)　対応手段の選定と各種対応内容

警戒連絡体制は、市民の安全確保を図るためにクマを当該地域から排除する必要があると判断した場合、現場の状況や危機レベル等を考慮し、追い払い等の対応手段を決定する。

対応が決定するまでの間及び対応可能な条件となるまで時間を要する場合は、安全に注意し監視を行う。なお、クマが人の日常生活圏に侵入又は侵入するおそれの高い状況となった場合は、直ちに危機レベル３へ移行し、ツキノワグマ対策本部を設置する。

(ｳ)　追い払い

危機レベル２における対応は、人身被害の未然防止に向けた防除対策や追い払いを基本とする。

追い払いを実施する際は、次の点を十分に検討するとともに、状況悪化に伴う危機レベル３への移行（捕獲や緊急銃猟）に備え、必要に応じて捕獲等の実施に向けた準備を進めておく。

ａ　追い払いルート

・追い払うべき最終的な場所（山林等）を明確にする。

・クマが移動するルートを確保する（クマの逃走ルートが確保できる場所でのみ実施）。

ｂ　追い払い方法

・クマと接触しないよう、煙火等を使用しながらルートに沿って誘導する。

・ルートを塞ぐ必要がある場合は、車両等の安全が確保される物品を使用する。

ｃ　追い払いの実施体制

・市民への周知や安全確保、クマが意図しない方向に逃げないような人員配置が満足にできるよう、八王子市、市委託業者（専門業者）等及び警察と連携した人員配置を行う。

・追い払いに従事する者は、防護器具（ヘルメット、防護盾等）を装備し、常に２人以上で行動する。

エ　警戒連絡体制の解除

経済産業部担当副市長は、出没対応の収束に伴い、警戒連絡体制を解除する。

経済産業部担当副市長が警戒連絡体制を解除する基準は、当該出没地点及びその周辺において、新たな目撃又は痕跡が確認されなくなってから２週間が経過した場合とする。

⑶　危機レベル３及び４における対応

危機レベル３及び４における対応フローは次のとおり。

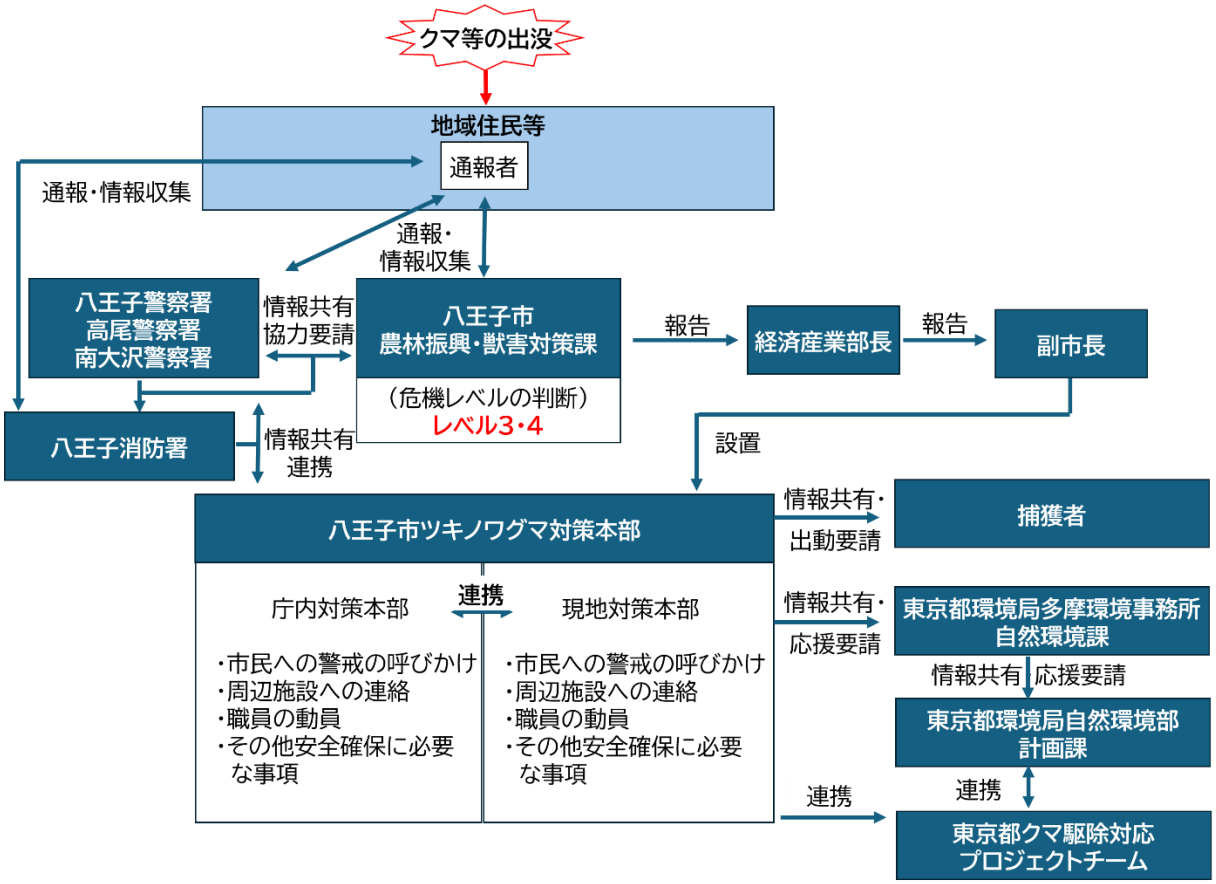

状　況	レベル３	・人の日常生活圏において、遭遇又は被害が発生している場合 （例）人家への侵入、倉庫が荒らされる、クマが留まっている　等 ・人の日常生活圏周辺において、クマが留まっている場合　等 ・人の日常生活圏外において、人身被害が発生した場合
	レベル４	・人の日常生活圏周辺又は人の日常生活圏において、具体的に危険が生じており、急を要する場合 （例）市街地又は観光施設等不特定多数の人の出入りがある場所への出没、人身被害・交通事故の発生　等
対　応		・市民への警戒の呼びかけ ・【別表４】の機関への警戒の呼びかけ ・東京都、警察及び消防への情報共有 ・出没個体の特定、捜索 ・パトロールの実施 ・捕獲の検討、実施（緊急銃猟を含む） ・地域住民の安全確保、避難誘導、交通規制の実施 ・出没場所・原因等の現地調査及び出没防止策の指導・助言 ・各課の対応【別表５】

ア　八王子市ツキノワグマ対策本部の設置

経済産業部担当副市長は、経済産業部長からの報告により、危機レベル３又は４の状況が発生した場合、最優先に八王子市ツキノワグマ対策本部（以下「対策本部」という。）の設置を指示する。

対策本部は、クマによる人的被害の未然防止又は被害の拡大を防止するため、速やかな対策を講ずることを目的とする。

対策本部は、市民の安全確保を図るためにクマを当該地域から排除する必要があると判断した場合、追い払いや捕獲檻の設置を検討するとともに、緊急銃猟の必要が迫られる場合には、その実施が可能かどうかを判断するため、【別表３】により緊急銃猟の４条件を確認する。

対応が決定するまでの間及び対応可能な条件となるまで時間を要する場合は、安全に注意し監視をする。

閉庁時は指定場所への職員参集や対策本部の立ち上げに時間を要するため、参集が完了するまでの間は、電話等の連絡ツールにより暫定的に本部機能を稼働させ、情報共有と初動指示を行う。

ただし、経済産業部担当副市長が、後記オに掲げる事項を踏まえ、その設置を省略することができる。

(ｱ)　対策本部設置場所

対策本部は、庁内対策本部及び現地対策本部で組織する。ただし、後記オに掲げる事項を踏まえ、庁内対策本部又は現地対策本部について、その設置を省略することができる。

庁内対策本部は、原則、本庁舎会議室、本部事務局を農林振興・獣害対策課に設置する。

現地対策本部は、現場全体が安全に見渡せる場所に本部を設置する。

(ｲ)　庁内対策本部及び現地対策本部の体制及び主たる業務

対策本部は、被害予防及びクマ応急対策を的確かつ迅速に実施するため、情報の分析、対策方針の決定及び実行並びにその他重要事項を協議するとともに、情勢に対応するための必要な措置について関係部長へ指示する。

ａ　庁内対策本部

- 本 部 長（１名）　経済産業部担当副市長

  全権を掌握し、緊急銃猟等の実施方針の決定、市民の安全確保などの権限を有し、最終指示（承認）を行う（緊急銃猟を除く）。

- 本 部 員（15 名）　経済産業部長（副本部長）、総合政策部長、総合政策部危機管理参事、総務部長、財務部長、市民活動推進部長、生活安全部長、市民部長、子ども家庭部長、環境部長、環境部資源循環担当部長、建設部長、建設部維持管理担当部長、学校教育部長、生涯学習スポーツ部長

  ※その他、本部長が認める所管部長

● 本部事務局

本部事務局は、現地対策本部からの情報収集、分析及び集約、各部庶務担当課及び現地対策本部の各班間の連絡調整並びに関係機関との連絡調整を行う。

【班構成】

班　名	班　長	副班長	班　員
総合調整班 （11 名）	経済産業部長 （１名）	危機管理担当課長 （１名） 道路管理課長 （１名）	防災課職員（１名） 農林振興・獣害対策課職員 （７名） ※庶務、外部関係調整 ※庁内連絡調整
広報班 （４名）	総合政策部長 （１名）	広報担当課長 （１名）	外務渉外課主査（２名）
関係部庶務班			庶務担当主査（各部１名）

【主たる業務】

班　名	主な所掌事務
総合調整班	・現地対策本部との連絡調整に関すること（班長又は副班長） ・情報収集、分析及び集約に関すること ・東京都、警察、消防等の関係機関との連絡調整に関すること ・庁内連絡調整に関すること ・防災行政用無線放送に関すること ・動員に関すること ・避難所開設に関すること ・通報及び対応内容の記録に関すること ・実施報告書の作成に関すること ・近隣市町村と情報共有に関すること
広報班	・市ホームページ、SNS 及びニュースリリースでの情報発信に関すること ・報道機関への対応
関係部庶務班	・その他必要な対応に関すること

b　現地対策本部

現場全体が安全に見渡せる場所に本部を設置し、対策の立案及び処置を講ずる。

● 現場指揮官（１名）　獣害対策担当課長

現地の対応を統括し、庁内対策本部長の指示（方針承認）（緊急銃猟については、市長の指示（方針承認））に基づき、現場における安全措置の実施、東京都への応援要請等の現場調整、及び直前の現場状況に基づく即時対応（発砲許可

の号令・中断指示等）の判断する。

- 構成員　　総合政策部、生活安全部、経済産業部及び建設部の職員
- 協力関係機関　　東京都、警察、消防

【班構成】

班　名	班　長	班　員
総務班 （４名）	獣害対策担当課長（１名） （現場指揮官）	経済産業部職員（２名） 防災課主査（１名） ★警察職員（警察統括） ★消防本部（救急対応） ★東京都職員（広域調整・全体助言）
捕獲対応班 （５名）	農林振興・獣害対策課主査 （１名）	経済産業部職員（４名） ★市委託業者（専門業者）等 ★警察職員 ★東京都職員（法令・安全管理助言）
規制班※ （21 名）	道路管理課主査（１名）	建設部職員（20 名） ※５班体制（１班４人） ★警察職員
誘導班※ （21 名）	防災課主査（１名）	経済産業部職員（14 名） 生活安全部職員（６名） ※５班体制（1 班４人） ★警察職員
広報班 （３名）	広報担当主査（１名）	外務渉外課主査（１名） 外務渉外課職員（１名）

※規制班と誘導班は、段階参集として、指示により参集する。それ以外の班は、常時参集とする。

※「★」印は協力関係機関を示し、八王子市の指揮系統下にある市職員とは異なり、八王子市の要請に基づき協力・支援を行う機関である。

※東京都、警察及び消防は八王子市の指揮下には入らず、独自の指揮命令系統により市と連携して活動し、参集・派遣体制（人数等）は、事案の規模や状況に応じて各機関と調整する。

【主たる業務】

班　名	主な所掌事務	装備品
総務班	・庁内対策本部との連絡調整に関すること ・対応方針に関すること （捕獲方法、規制範囲、住民避難、銃種・射手の選定） ・各班への連絡調整・情報共有に関すること ・緊急銃猟実施に関すること ・対応内容の記録に関すること	**ﾍﾙﾒｯﾄ、無線機、ｸﾏ撃退ｽﾌﾟﾚｰ**、地図、ﾍﾟﾝ、ﾃｰﾌﾞﾙ、ｲｽ拡声器、ｻｰﾁﾗｲﾄ、ﾍﾟﾝﾗｲﾄ、模造紙、ﾎﾜｲﾄﾎﾞｰﾄﾞ
捕獲対応班	・捕獲方法に関すること ・安全確保に関すること ・個体の監視に関すること ・銃猟の補助に関すること ・様子の記録に関すること	ﾍﾙﾒｯﾄ、**防護盾、防刃手袋、獣害ネット、ビブス（緊急銃猟を行う捕獲者が着用）、身分を示す証票（土地立ち入り用証明書）、無線機、照明器具、ｸﾏ撃退ｽﾌﾟﾚｰ**、腕章、ﾃﾞｼﾞﾀﾙｶﾒﾗ
規制班	・通行禁止に関すること（道路管理者及び警察と連携） ・エリア封鎖に関すること	腕章、誘導棒、**無線機**、三角ｺｰﾝ、ｺｰﾝﾊﾞｰ、立ち入り禁止ﾃｰﾌﾟ、拡声器
誘導班	・エリア外への住民避難に関すること ・避難解除に関すること ・避難所など退避場所の案内に関すること ・避難誘導に関すること	拡声器、地図、**無線機**
広報班	・報道機関への対応	無線機

※太字の装備品は、東京都が市町村への貸出用として、多摩環境事務所に配備されている。

【八王子市ツキノワグマ対策本部組織体制図】

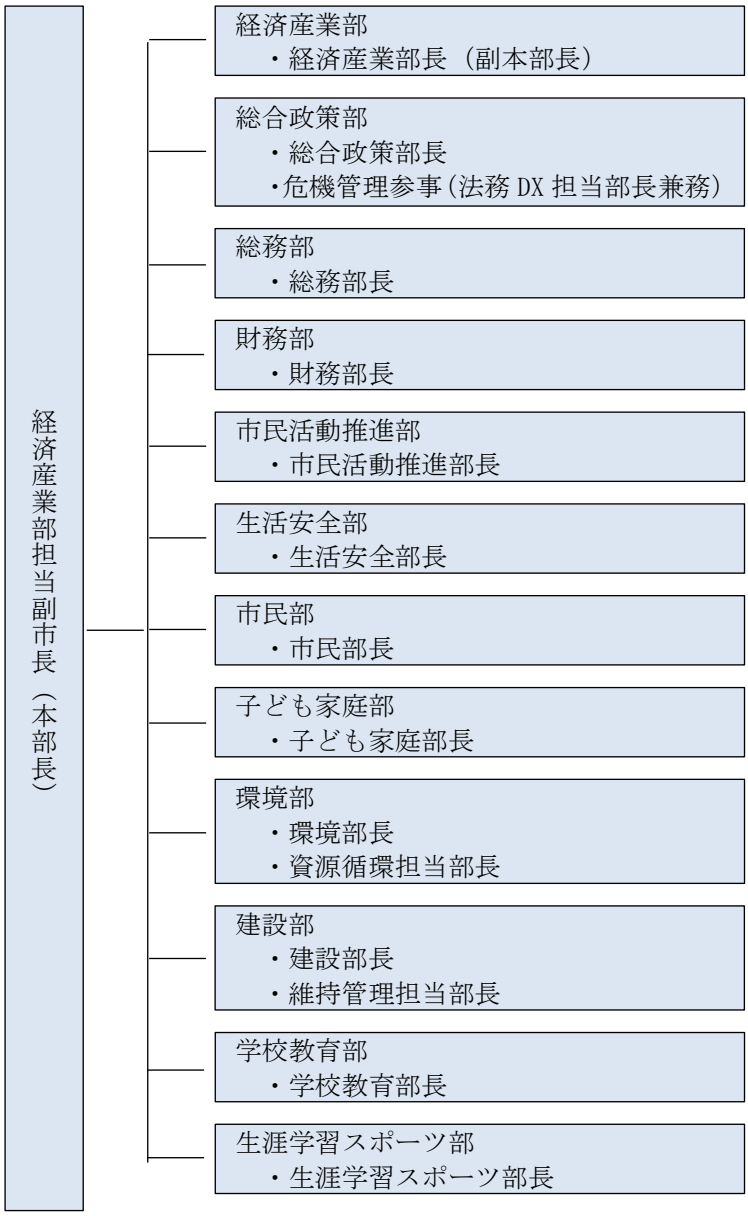

イ　対策本部の動き

(ｱ)　【初動】情報収集及び整理並びに住民の安否確認及び安全確保

対策本部は、経済産業部担当副市長の指示のもと、次の所掌対応を行う。

a　現地対策本部

- 担当職員現地参集（市職員、市委託業者（専門業者）等、東京都、警察、消防）
- 現地の状況確認及び体制・人員配置の検討
- 対応方針の検討
  - 人員の配置検討：

地図を用いて、市職員、市委託業者（専門業者）等、東京都職員、警察職員、消防職員の体制及び必要人数を検討

- 捕獲場所等の検討：

  市委託業者（専門業者）等や警察と協議し、捕獲場所・射撃方向・関係者配置を検討

- 規制・避難範囲の検討：

  警察と連携し、住民の退避範囲や通行禁止・制限（交通規制）の範囲を検討

b　庁内対策本部

- 現地の情報収集並びに関係機関（東京都、警察、消防、道路管理者、施設管理者等）及び【別表４】の機関への連絡調整
- 保育、学校、病院、福祉施設等利用者の当面の安全確保
- 退避者の避難所開設を検討（対応の長期化に向けた準備）
- 警戒の呼びかけの検討（市ホームページ、SNS、ニュースリリース、防災無線等）

(ｲ)　【対応】対策方法の決定と安全措置の実施

対策本部は、出没個体の所在や状態、周辺の状況等を確認し、対策方針を決定・実施する。

a　現地対策本部

- 対応方法の検討・立案：

  追い払い、有害捕獲（箱わな・麻酔等）、又は二次被害を防ぐための「監視の継続」を優先して検討する。

- 緊急銃猟の４条件の確認：

  追い払いや有害捕獲が困難であり、緊急銃猟を検討する場合、【別表３】を用いて緊急銃猟に係る４条件を確認する。

- 対応方針の報告・要請：

  検討した対応案（追い払い、有害捕獲等）、安全措置の完了状況、及び緊急銃猟においては４条件の確認結果を庁内対策本部長へ、報告し、指示（承認）を要請する。

- 安全確保措置の実施：

  決定した対応方針に応じ、警察等と連携して必要な安全確保（通行規制、エリア封鎖、住民避難等）を実施する。

- 対策の実行及び個体の監視継続：

庁内対策本部長の承認指示を受け、現場指揮官が直前のリアルタイムな現場状況を最終確認した上で、実行する。なお、状況変化により危険が生じた場合は、直ちに中断・中止を判断・指示する。決定した方法を実行し、収束まで監視を継続する。

b　庁内対策本部

- 対応方針の決定：

  現地対策本部からの報告を受け、安全対策の実施状況を確認した上で、庁内対策本部長が対応方針（追い払い又は有害捕獲の実施等）を決定する。ただし、緊急銃猟については、庁内対策本部長が市長に対応方針を報告し、承認を受ける。

- 現場状況のリアルタイム把握：

  無線機や各種通信ツール等を活用し、現地対策本部から現場の最新状況を常時把握する体制を保持する。

- 関係機関への伝達：

  各関係機関へ確定した対応方針を伝達・情報共有する。

- 避難所の開設・運営：

  対応の長期化や避難指示に伴い、必要に応じて実施。

- 広報・警戒の呼びかけの実施：

  市ホームページ、SNS、ニュースリリース、防災無線等による市民への緊急広報・警戒の呼びかけを実施する。

ウ　対応内容

(ｱ)　情報発信（警戒の呼びかけ）

a　庁内対策本部は、各部庶務担当課を通して市対応所管へ出没等情報を周知する。

b　市対応所管は、自らが所管する関係団体及び施設等に警戒の呼びかけを実施する。

c　庁内対策本部は、東京都、警察及び消防と情報共有を行う。

d　市ホームページ、SNS、ニュースリリース、防災無線、看板の設置、パトロール、関係機関への周知等の警戒の呼びかけや報道発表等を行う。

(ｲ)　対応手段の選定と各種対応内容

現地対策本部は、市民の安全確保を図るためにクマを当該地域から排除する必要があると判断した場合、追い払い、捕獲、緊急銃猟等の対応を検討する。

対応手段については、現場の状況や危機レベル等を考慮し、現地対策本部からの報告を受け、庁内対策本部が決定する（緊急銃猟を除く）。

対応が決定するまでの間及び対応可能な条件となるまで時間を要する場合は、安全に注意し監視を行う。

【対応手法の選択判定表】

検討手順	現場の状況・確認事項	対応方法
STEP１ 追い払い	人への危害が及び緊急性が高くなく、山林等の安全な場所へ誘導（追い払い）できるルートが確保できるか？	➡ 追い払い 煙火等
STEP２ 捕獲 又は 継続監視	追い払いが困難な場合。 わなや麻酔銃による方法で、迅速かつ安全に対応できるか？	➡ 捕獲 箱わな設置、麻酔銃等 ➡ 監視の継続 （安全な対応が直ちに困難な場合、準備中の場合等）
STEP３ 緊急銃猟	STEP１・２が困難な場合。 【別表３】の緊急銃猟の４条件をすべて満たしているか？ （※満たさない場合は STEP２に戻り監視等を継続）	➡ 緊急銃猟 装薬銃： 確実なバックストップ等により安全確保が可能な場合（住居集合地域を含む） 麻酔銃： 屋内、又は装薬銃での安全確保が困難な住居集合地域等

a　追い払い

住居集合地域等での銃猟は緊急銃猟を除き原則禁止（安全が確保できる林縁部等での通常の有害銃猟を除く）のため、基本的には防除や追い払い等を優先して行う。

追い払いを実施する際は、次の点を十分に検討するとともに、状況によりわなによる捕獲や緊急銃猟への変更を要する可能性があることから、追い払い中であっても、必要に応じて捕獲等の実施に向けた準備を進めておく。

(a)　追い払いルート

・追い払うべき最終的な場所（山林等）を明確にする。
・クマが移動するルートを確保する（クマの逃走ルートが確保できる場所でのみ実施）。

(b)　追い払い方法

・クマと接触しないよう、煙火等を使用しながらルートに沿って誘導する。
・ルートを塞ぐ必要がある場合は、車両等の安全が確保される物品を使用する。

(c)　追い払いの実施体制

・市民への周知や安全確保、クマが意図しない方向に逃げないような人員配置が確実に行えるよう、八王子市、市委託業者（専門業者）等、東京都、警察

及び消防と連携した人員配置を行う。

・追い払いに従事する者は、防護器具（ヘルメット、防護盾等）を装備し、常に２人以上で行動すること。

b　捕獲

追い払いでは住民の安全確保が困難である場合、捕獲の実施を検討する。捕獲の方法は次のとおりとし、それぞれの有効性、問題点を考慮しながら、状況に応じて最適な方法を選択する。

(a)　わなによる捕獲

わなによる捕獲（ドラム缶檻等）は、捕獲後の安全性は高いが、クマの行動を予測できない中でのわなへの誘導が困難であるため、状況を十分に考慮して実施する。

(b)　麻酔による捕獲

麻酔による捕獲は、クマへの危害を最小限に留めたうえで住民の安全確保が可能だが、麻酔が効くまで暴れる懸念があること、突然動き出す懸念があること等から、状況を十分に考慮して実施する。

c　緊急銃猟

緊急銃猟の実施を検討する場合は、【別表３】を用いて緊急銃猟に係る４条件を確認する。

条件の確認は現場指揮官が行い、これらの条件を満たす見込みが十分にある場合に限り、関係者と連携して緊急銃猟の実施に関する計画の調整を進める。

緊急銃猟を実施する場合は、「第２章 緊急銃猟時の対応」(26 ページ) を参照すること。

d　警察官職務執行法（以下「警職法」という。）に基づく警察の対応（参考）

根拠法令	現場の状況・確認事項	対応方法
警職法 第７条	・箱わな、緊急銃猟等の方法によりクマの駆除が行われるか不明 ・捕獲者が確保できない などの事情があるか？	➡ 警察官による対応 現場対応ユニット※が出動し、射撃班によるライフル銃による駆除 ➡ 現地対策本部の対応 周辺の安全確保措置等緊急銃猟に準じた措置 緊急銃猟等の手法を継続的に検討
警職法 第４条	クマにより、人の生命又は身体の安全等に対して ・現に危害が発生している状況 ・危害発生のおそれがある状況 で、事態が急迫しているか？	➡ 警察官による対応 捕獲者に対して装薬銃を用いた駆除命令： 周辺の安全確保措置や確実なバックストップの確保が可能な場合

※警察では、緊急銃猟等が困難な場合等の追加的、緊急的な対応として、現場対応ユニットを出動させ、現場の状況を踏まえつつ、自治体等と連携して安全確

保措置等を実施した上で、ライフル銃を使用してクマを駆除する体制を設置したことから、管轄警察署から現場対応ユニットが出動する旨の連絡を受けた場合は、緊急銃猟を実施する体制を保持しながら、連携した対応を図る。

エ　対策本部の解散

経済産業部担当副市長は、出没対応の収束に伴い、対策本部を解散する。

経済産業部担当副市長が対策本部を解散する基準は、クマ捕獲後の事務処理が終了した場合、又は当該出没地点及びその周辺において、新たな目撃又は痕跡が確認されなくなってから２週間が経過した場合とする。

なお、現場の状況等に応じて危機レベルを段階的に引き下げ（危機レベル２への移行)、体制を縮小・移行した上で解散することができる。

オ　対策本部等の設置の省略

経済産業部担当副市長は、クマの出没状況、周辺環境その他の事情を総合的に勘案し、人の生命又は身体に対する危害を防止するため、緊急を要する場合は、対策本部又はその一部である庁内対策本部若しくは現地対策本部の設置を省略することができる。この場合においては、経済産業部担当副市長の指示の下、必要な措置を講ずるものとする。

第２章　緊急銃猟時の対応

１　緊急銃猟に備えた事前準備

⑴　緊急銃猟の対応体制の確保

ア　関係者の役割分担

【必要な役割とその対応者】

役　割	対応者	内　容
権限主体	市長	安全確保、緊急銃猟、東京都への応援要請の権限を持つ。
捕獲者 【捕獲対応班】	捕獲の技術を有する者 （該当する市職員又は委託を受けた市職員以外の者）	実際に緊急銃猟を実施する者（射手） ※原則、２名以上
捕獲者をサポートする者（捕獲者補佐） 【捕獲対応班】 ※捕獲者と意思疎通が可能な距離を保ちつつ、常に共に行動する。	捕獲の技術を有する者 ※捕獲者と兼任可	射手とともに行動し、現場でサポートを行う。
	市職員 東京都職員	現地対策本部と捕獲班との連絡（緊急銃猟の中断など）を行う。
	警察職員	・麻酔銃による緊急銃猟を実施する者（射手）とともに行動し、射手が安全に射撃できるようサポートを行う。 ・緊急銃猟が実施できない場合の緊急的な発砲に備える。 （警職法第４条第１項による発砲命令等は現場の警察職員が判断することになる）
現場指揮官	市職員	現地拠点において捕獲対応班を統括し、緊急銃猟実施の市職員又は委託を受けた市職員以外の者等への指示を行う。
通行制限を行う者 【規制班】	市職員 警察職員 東京都職員	道路等において通行制限を行う。
住民、通行人への避難を呼びかける者 【誘導班】	市職員 警察職員 東京都職員	付近の住民等へ避難を呼びかける。
緊急銃猟の様子を記録する者 【捕獲対応班】	市職員	緊急銃猟の様子をビデオカメラ等で撮影等により記録する。 ※撮影等は、事前（委託時）又は現場で捕獲者等から合意を得ること
クマを監視する者 【捕獲対応班】	市職員	緊急銃猟に限らず、最低１名は出没個体の動向を安全かつ刺激を与えない距離から監視する。
場所の管理者、地権者との調整を行う者 【総務班】	市職員	緊急銃猟や土地の立ち入りの際に、当該場所の管理者や地権者と調整を行う。
広報を行う者 【広報班】	市職員	市ホームページ、SNS、報道機関対応等を行う。 ※主に庁舎内・本部広報にて対応

役　割	対応者	内　容
原状回復を行う者 ※他の役割と兼任可	市職員	捕獲個体の処分を含む原状回復並びに損害の確認及び記録を行う。

イ　捕獲者の選定

緊急銃猟を実施する場合の捕獲者については、【別表２】のチェックリストに適合する者を、原則、２名以上選定する。

【確認すべき要件】

□狩猟免許の種類

□銃の所持許可

□麻酔銃猟の許可（麻酔銃使用の場合）

□捕獲経験（止めさしの経験を含む）

□夜間銃猟安全管理講習の修了状況（夜間銃猟の場合）

ウ　関係者リスト及び連絡網の作成

「第１章　出没時の対応」と同様の連絡体制を構築する。

【連絡体制図】

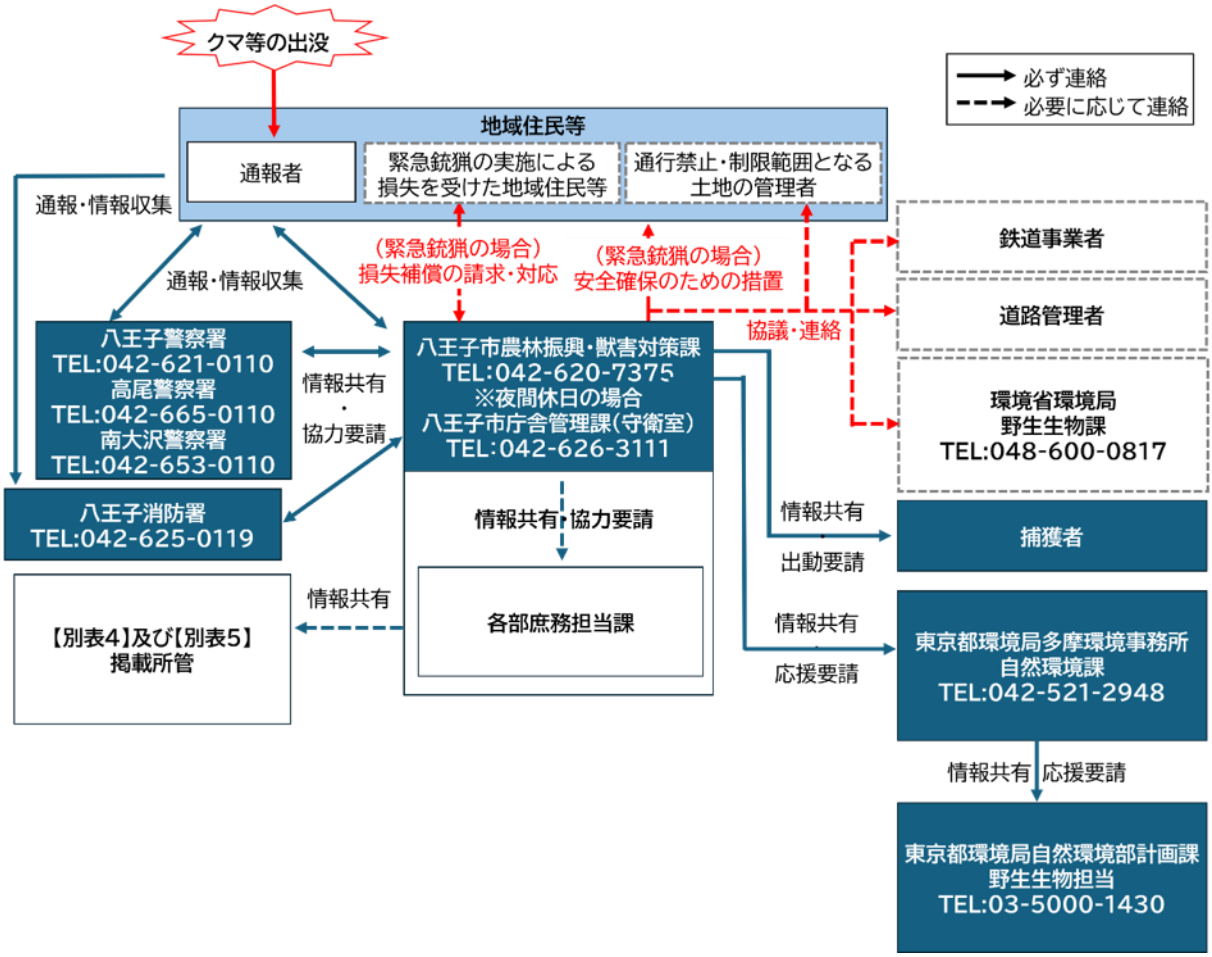

⑵　訓練の実施

出没対応は突発的に発生するため、有事の際に早急かつ適切に対応できるよう、関係機関の実施する訓練等を含め、定期的に関係者で集まる場を設け、その対応手順や関係者の役割分担を確認するとともに、出没対応のための訓練を実施する。特に緊急銃猟は、法令に基づく手続きなどの運用手順が多いため、適切な実施に備えた関係者における確実な制度理解が必要となる。

【訓練で確認すること】

- クマの生態
- 出没対応の選択肢と注意点
- 関係法令
- 必要な事前準備
- 出没対応フロー
- 関係機関の役割と指揮命令系統

【訓練方法の例】

・座学研修：

【訓練で確認すること】各項目について知識確認を行う。

・机上訓練：

想定されるシナリオに対し、関係者で地図を囲んで対応を協議する。

※出没対応時の関係機関の連絡フローや対応方針の決定、必要な手続き、対応フローを確認するとともに、緊急銃猟実施のための具体的な計画を模擬的に協議する。

・実地訓練：

出没対応現場を想定した場所で、関係者の役割分担などの動きを確認する。

２　出没時の緊急銃猟による対応

⑴　緊急銃猟対応フロー

八王子市を実施主体とした緊急銃猟時の対応フローは次のとおり。

【緊急銃猟対応フロー】

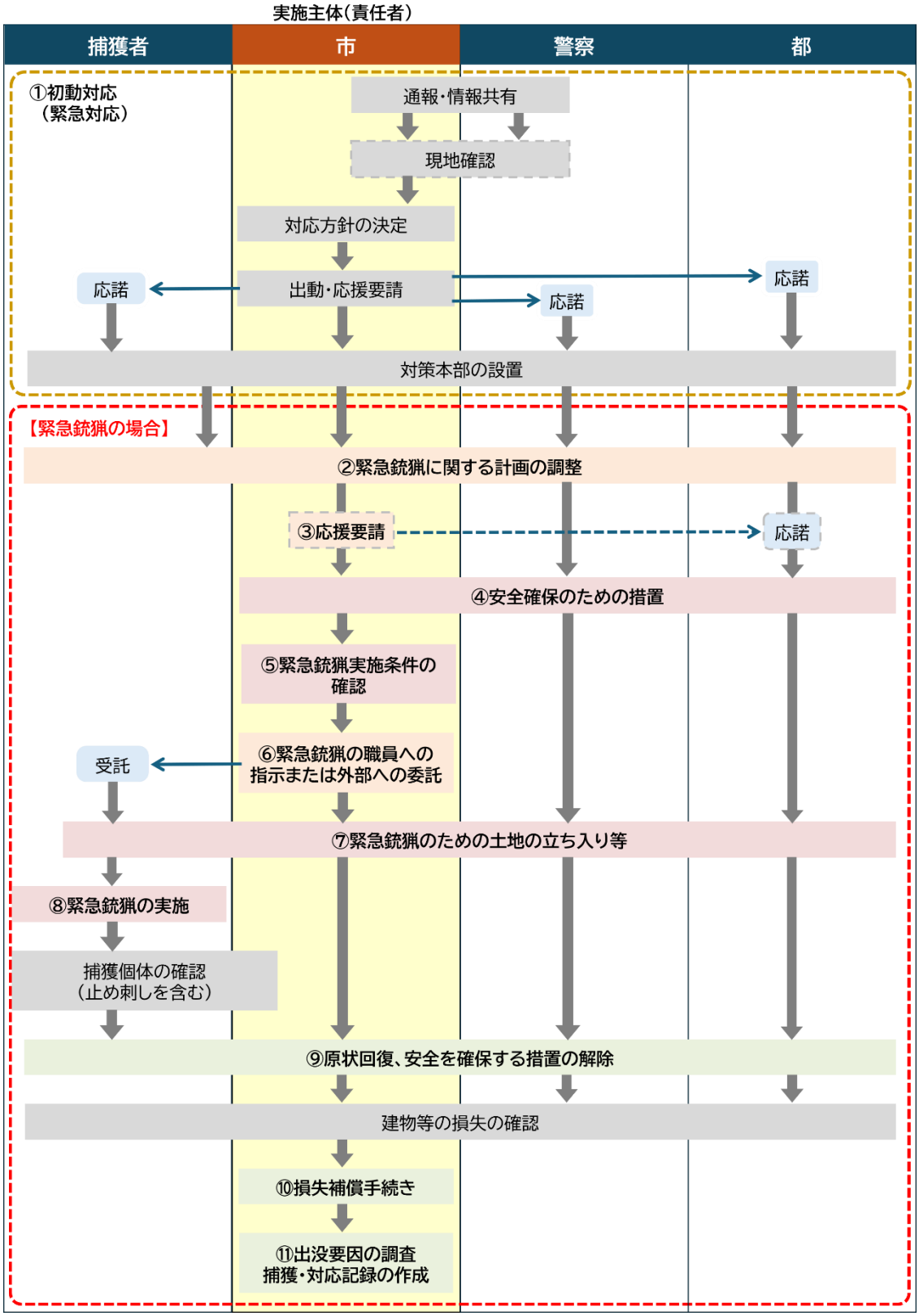

⑵　各工程の詳細

①　初動対応（緊急対応）

現場確認等により危機レベル３又は４と判断され、緊急銃猟を実施する場合は、次の手順に従う。

②　緊急銃猟に関する計画の調整

現場指揮官は、【別表３】を用いて緊急銃猟の４条件を満たす見込みがあるかを確認し、満たされると見込まれる場合、次の調整事項について捕獲者、東京都及び警察等の助言を得て、緊急銃猟に関する計画を調整する。

【調整事項】

□安全確保の方法（通行規制、避難誘導等）
□発砲手順（射界・射線の確認、発砲許可の合図等）
□捕獲者の配置と支援体制
□役割分担と動線の整理
□クマの逃走又は攻撃時の対応シナリオの検討

【留意事項】

□加害個体を不用意に刺激しない
□現場状況に応じた柔軟な対応を可能とする体制

次に掲げる現場状況にあっては、計画調整に際し、次の事項について考慮する必要がある。

○　夜間・悪天候時の対応

夜間や悪天候時は、視界不良により誤射や跳弾のリスクが著しく高まるため、緊急銃猟の実施は可能な限り避けることが望ましいが、実施の必要に迫られる場合は、次の対応を必要とする。

・夜間銃猟安全管理講習修了者を捕獲者として選定
・照明（投光器）の設置
・広い安全区域を設定

○　建造物内での対応

建造物内での発砲は、跳弾や壁の貫通による二次被害のリスクが高いため、次の対応を検討する。

・加害個体の建物内への封じ込め
・麻酔による捕獲を検討

○　保育、学校、病院、福祉施設等の特に配慮を要する施設周辺での対応

施設内にいる人々の安全確保及び被害防止を最優先とし、追い払いや監視の継続等により、安全が確保されるまで、銃猟は原則実施しない。

・施設の即時封鎖

・施設管理者との連絡体制の確立

③　応援要請

市職員のみでは現場指揮や安全確保の人員が不足する場合、鳥獣保護管理法に基づき、東京都知事へ職員の派遣等の応援を速やかに要請する。

④　安全を確保するための措置

緊急銃猟の実施に際し、人の生命又は身体に対する危害を防止するため、危害が及ぶ可能性のある範囲への立入制限等の規制を検討する。

現地対策本部は、次の情報を踏まえて規制範囲を協議・立案し、庁内対策本部長の同意を得て、⑥緊急銃猟の外部への委託の前に以下の安全確保措置を実施し、完了させる。

○　規制の必要性の判断と範囲の設定

【規制の必要性の判断】

□警察の助言（住民避難、交通規制等）
□実際に用いる銃器の性能や弾丸の種類・性質
□捕獲者の知識や経験
□関係機関の技術的支援

【規制範囲の設定】

□クマ又は捕獲者等の位置を中心に設定
□円形に限らず、射線方向、跳弾リスク、地形等を考慮して柔軟に規制範囲を設定
□緊急銃猟危険区域：銃猟が実施される区域。捕獲者及び補助する者以外は絶対に立ち入らせない。
□緊急銃猟警戒区域：警察と連携し、住民や報道関係者の立ち入りを厳格に規制する危険区域の周囲。
※通行制限や立ち入り禁止措置に違反した場合、法的措置が講じられる場合があるため、規制班は周知・指導を徹底する。

○　住民の避難

現地対策本部は、東京都及び警察と連携し、通行禁止又は規制範囲にいる住民や通行者の安全な場所への退避（避難誘導）をさせる。

クマがいる状況で、建物外に出て避難することが困難な場合は、屋内避難をさせ、屋外に出ないよう呼びかける。

避難誘導は、防災無線などを活用して周知するとともに、必要に応じて個別訪問する。

○　通行の禁止又は制限を実施する場所の管理者等への協議及び事前連絡並びに住民への周知

庁内対策本部は、東京都及び警察と連携し、通行の禁止又は制限等交通規制を行う。通行制限の実施には、次の管理者等と事前に協議及び連絡を行う。

□警察（道路の通行規制）
□道路管理者（国土交通省相武国道事務所、東京都南多摩建設事務所等）
□鉄道管理者（JR、京王電鉄、高尾登山電鉄、多摩都市モノレール）
□環境省（国指定鳥獣保護区の場合）

通行制限は、車両又は市職員等を道路上に配置して行う。配置の際には、必要に応じて警察と現地等で調整し、通行がないことを確認したうえで配置する。三角コーンの設置など、道路法上の工作物等と見なされるものを道路上に配置する場合は、道路管理者の許可を受けなければならないことに留意する。

退避者、第三者、マスコミ等が、通行制限区域の範囲内に入らないよう、青パトや防災無線等の方法により呼びかけを行う。

○　捕獲関係者の配置及び安全確保

現地対策本部は、東京都及び警察と連携して、捕獲関係者等の安全が確保されるよう必要な措置を講じる。

【安全確保のポイント】

□クマとの距離の確保：
　捕獲者と加害個体との間に十分な距離を確保し、回避可能な位置関係を保つ。
□人員配置の最小化：
　誤射や跳弾のリスクを低減するため、銃猟を実施する区域への人員配置は必要最小限とする。
□捕獲関係者の装備：
　ヘルメット、防護盾、クマ撃退スプレー等を装備する。屋外で夜間（日出前及び日没後）の場合や、暗い建物の中の場合は照明を用意する。
□捕獲者の支援体制：
　銃器を使用する捕獲者がクマの捕獲に集中できるよう、警察及び東京都と連携して支援を行う。人の日常生活圏では予測困難な事態の発生する可能性も高いため、捕獲者、東京都及び警察と連携して状況を判断し、また、対応方針を協議し、関係法令の違反が生じないようにする。
□クマを見失った場合の対応：
　地域住民への周知（防災無線等）を強化し、警察及び青パトによるパトロールを実施する。
□手負い個体への対応の準備：

複数の射手を配置し、止めさしの体制を整備する。個体の損傷状況（負傷部位、移動方向等）を捕獲者、東京都及び警察と共有し、物陰への潜伏リスクに備え、慎重な追跡を実施する。

【射撃環境における安全確保の留意点】

□バックストップや矢先の状況
□跳弾の可能性
□人家・人の配置（被害対象）（マスコミ取材の規制含む）
□周囲の地形
□交通の状況
□加害個体の移動範囲（常に移動している場合は安全確保が難しく、銃猟は困難）
□夜間（日出前及び日没後）は、照明が必要等

⑤　緊急銃猟実施条件の確認

現場指揮官は、④安全を確保するための措置が完了した段階で、【別表３】を用いて、法令が定める４条件を全て満たしていることを最終確認（確定判定）する。

⑥　緊急銃猟の外部への委託

⑤緊急銃猟実施条件の確認で最終確認（確定判定）をした後、要件を満たす市委託業者（専門業者）等の捕獲者と合意の上で銃猟を委託し、実施場所や留意事項、中止の合図等を確実に伝達した上で、身分を示す証票（ゼッケンや腕章等）を交付し、着用させる。

⑦　緊急銃猟のための土地の立ち入り等

○　土地の立ち入り、障害物の除去（捕獲対応班）

緊急銃猟の実施に際して、土地への立ち入りや障害物の除去は地権者等と調整することが望ましいが、緊急時はそれによらず必要な限度において実施することができる。

土地への立ち入りや障害物の除去を行う者は身分を示す証票（土地立ち入り用証明書、職員証等）を携帯し、求められた際に提示しなければならない。

捕獲者については、撮影等との関係上、外見上委託されていることが視覚的に把握できる証票（ゼッケン、腕章等）である必要がある。

○　計画、安全措置、合図等の最終確認

現地対策本部は、捕獲者・警察等と共に以下の最終確認を行ったのち、庁内対策本部に状況（４条件の該当及び安全措置の完了）を報告する。

【確認事項】

□クマの最終位置

□発砲許可範囲（射界）
□発砲禁止方向（民家・道路等）
□合図：「発砲許可」「発砲中止」「捕獲完了」など

⑧　緊急銃猟の実行

庁内対策本部は、現場からの報告（チェックリストでの確認、安全措置の完了）に基づき、市長に緊急銃猟の実施方針を報告する。市長は当該方針の報告を受け、承認した場合、庁内対策本部を通して現場指揮官に緊急銃猟実施の指示をする。指示を受けた現場指揮官は、記録担当に撮影等の開始を指示するとともに、発砲直前の現場状況（クマの位置、周囲の避難状況、バックストップ等）に変化がないかを最終確認する。現場指揮官は、安全が完全に担保されていることを確認した場合に限り、捕獲者へ「発砲許可」を号令する。号令後、捕獲者は最も安全かつ確実なタイミングで発砲する。現場指揮官及び捕獲者補佐は、直前で人の飛び出し等の状況変化を認知した場合は、直ちに「中断・中止」を指示（合図）する。

なお、１発で行動不能にならなかった場合に備え、次弾発射や止めさしの手順も事前に確認しておく。

○　捕獲個体の確認及び現場検証

捕獲者は、クマが行動停止（死亡又は完全な不動化）していることを確認し、現地対策本部に報告する。

現地対策本部は、捕獲者、警察など捕獲関係者と共に次の項目を確認及び記録するとともに、庁内対策本部へ報告する。

【確認項目】
□捕獲個体の状態
□跳弾の有無
□着弾地点
□弾丸の回収
□損害の有無

捕獲対応班の記録担当は、撮影等と図面による位置関係を記録する。

規制班は、現場の安全が確認された後、緊急銃猟警戒区域の規制を解除する。

広報班は、事態の収束を速やかに市民等へ周知する。

⑨　捕獲個体の処理及び原状回復

現地対策本部は、捕獲関係者と協力し、報告に要する捕獲個体の調査を行うとともに、血液等の飛散防止措置（ブルーシート等）を講じたうえで、捕獲個体を搬出し、規制解除、現場の清掃・消毒と捕獲個体の適切な処理を行う。

⑩　損失補償手続き

緊急銃猟の実施により損失が発生した場合、損失の補償を受けようとする者は、市長に対して請求することができる。市長は、提出された書類に基づき、補償の要否及び補償額を審査・決定し、請求者に通知する。（賠償・補償については「第１章　１（３）保険への加入」も併せて参照すること。）

⑪　出没要因の調査（捕獲・対応記録の作成）

○　報告書の作成

緊急銃猟の実施後、【別表６】を用いて、事案の発生から収束までの経緯と時系列を記録した報告書を作成する。

特に次の点については、客観的事実に基づき、第三者にも理解可能な形で記述することが求められる。

・緊急銃猟の実施判断に至った４条件の充足状況
・現場の状況、対応手順、安全確保措置の内容
・捕獲個体の状態、処理方法、原状回復の状況

作成した報告書は、東京都に提出するとともに、警察や捕獲者等の関係機関にも情報共有する。

○　マニュアル等の見直し

事案の収束後、関係機関の主要な担当者により事後検証を実施し、課題や改善点を洗い出す。

事後検証で得られた教訓や他自治体における具体事例をもとに、必要に応じて見直しを実施し、対応力の向上を図る。

⑶　対策本部等の設置を省略した場合

経済産業部担当副市長が対策本部又はその一部である庁内対策本部若しくは現地対策本部の設置を省略した場合は、本章にて当該組織が行うこととされている事務については、経済産業部担当副市長の指示を受けた所属又は職員が処理するものとする。

第３章　人の日常生活圏への誘引防止と平時の取り組み

１　人とクマのすみ分け

⑴　出没を防ぐための基本的な考え方

近年、クマが人の日常生活圏に出没し、農作物被害や人身被害を引き起こす事案が増加している。クマが出没する主な理由として、次の要因が複雑に絡み合っている。

- 餌への執着：
  果樹や生ごみなど、人間由来の食べ物の味を覚え、人の日常生活圏や人の日常生活圏周辺を効率的な餌場として利用するため。
- 環境の変化：
  耕作放棄地や手入れされていない山林の増加により、クマが人目に付かず身を隠しながら人の日常生活圏に接近しやすくなったため。
- 分散行動：
  春から夏にかけて、親離れした若いクマが新たな生息地を探す過程で人の日常生活圏や人の日常生活圏周辺に迷い込むため。
- 個体数の増加：
  過去の個体数減少に伴う捕獲規制等の保全施策の効果として、個体数が回復、増加しているため。

クマは本来、人目を避けて暮らす動物である。クマによる被害を未然に防ぐためには、人の日常生活圏とクマの生息域（山林）を空間的に区分し、お互いの領域を侵さない「すみ分け」を図ることが重要となる。また、人の日常生活圏とクマの生息域が隣接する地域においても、クマが人の日常生活圏を容易に利用しないよう、人とクマとの適切な距離感や緊張感を維持することが大切である。人の日常生活圏では「クマの餌となるものを置かない」、「潜める環境を作らない」対策を徹底し、クマを誘引しない環境づくりが求められる。

⑵　ゾーニングの基本

「ゾーニング管理」とは、すみ分けを実現するために地域を複数のゾーンに分け、それぞれの目的に応じた管理及び対応を実施する手法である。一般的なゾーニングの概念は次のとおりである。

【ゾーニングの概念】

ゾーンの区分	概要と主な対策
コア生息地	クマが本来生息する奥山等。生息環境の保全を図るとともに、人間活動との適切な距離を維持する。
人の日常生活圏周辺 （緩衝帯・管理強化エリア）	クマの定着及び人の日常生活圏への侵入を防止する地域。誘引物対策や藪払い等の環境整備を行い、定着及び侵入を防ぐ。
人の日常生活圏 （排除エリア）	人の安全や生活を優先するエリア（市街地、住宅地、農地、生活道路等）。電気柵設置等の被害防除を徹底するとともに、出没時には迅速な捕獲・排除を行う。

【八王子市におけるゾーニングの考え方】
八王子市は、クマの生息地である豊かな山林と住宅地や農地が密接している地域が多く、広い緩衝帯（バッファーゾーン）を物理的に新設又は維持することが地理的に困難である。
そのため、一般的なゾーニングの概念を踏まえつつも、山林との境界部の草刈り等で見通しを確保するとともに、市民と行政が一体となってより一層「人の日常生活圏への誘引防止策（生ごみ・放棄果樹の管理等）」を推進することが八王子市における現実的かつ効果的な対策となる。

２　出没の未然防止と対応の方針

クマの出没を抑制するためには、平時からの「未然防止策（誘引物の除去や環境整備）」が不可欠である。

また、クマを取り巻く自然環境（生息状況や堅果類の豊凶等）や社会環境（地域の人口動態や土地利用状況等）は刻一刻と変化している。そのため、八王子市が講じる未然防止策や平時の取り組みについては、最新のデータや技術、現場での運用課題等を踏まえて継続的に点検・改定を行い、常に最適な対応が講じられるよう動的に更新していく。

３　平時における役割分担

人の日常生活圏への誘引を未然に防ぎ、市民の安全な暮らしを維持するため、平時における各機関・市民の役割を次のとおり明確にする。なお、クマが出没した際の具体的な現場対応や組織体制（第１章）、及び緊急銃猟時の役割分担（第２章）については各章にて詳述しているため、本章では出没を未然に防ぐため「未然防止策（誘引物の除去や環境整備）」に特化した役割を定める。

山林と住宅地が直結し緩衝帯（バッファーゾーン）が極めて狭い八王子市においては、出没した後の対応では自ずと限界がある。そのため、平時からの未然防止策を徹底し、その具体的な取組方針を八王子市や東京都が定めるマニュアル、計画へ確実に反映させておくことが不可欠である。あらかじめ明確な全体方針を定めて関係者間で深く共有し、それに実効性を持たせるための日頃からの協力体制の構築や合同訓練・シミュレーションを積み重ねていくことこそが、八王子市を守る最善の防衛線となる。

【各主体における役割分担】

担当機関・主体	平時の対応（未然防止・体制整備）
八王子市	・未然防止の取り組みや出没時の対応等に関する方針整備、マニュアル・計画の策定 ・誘引物除去や環境整備の指導・助言 ・市民への普及啓発、獣害対策の周知・指導・助言 ・広域情報の収集、関係機関との連絡体制の構築 ・合同訓練やシミュレーションへの参加、企画・実施 ・出没防止のための被害対策、環境整備事業の展開
市委託業者（専門業者）等	・科学的な根拠に基づく計画やマニュアル等の作成支援 ・クマの生態や行動特性に基づく専門的な助言 ・研修会等での専門的指導 ・中長期的なすみ分けを実現するための、本質的な問題解決に向けた取り組みの提案と伴走支援
東京都	・広域計画の策定及び運用、並びに地域個体群の適切な保護管理の推進 ・広域的な生息状況・出没状況・堅果類豊凶情報の収集と提供 ・情報連絡会議等による市町村間の情報共有及び広域的な連携支援の実施 ・市町村に対する技術的及び財政的支援 ・市町村主体の合同訓練への参加と広域的な合同訓練やシミュレーションの企画・実施 ・都民全体を対象とした普及啓発資料の作成と情報発信 ・生息数推定や出没予測の分析
警察	・日頃からの目撃、痕跡情報等に関する共有 ・夜間・休日等の有事に備えた、八王子市との緊急連絡網の維持 ・警職法適用や緊急銃猟時を想定した、八王子市との現場対応方針の事前調整 ・合同訓練への参加及び企画・実施並びに現場の役割分担の検証
消防	・八王子市及び警察との連携体制の確認 ・合同訓練への参加及び現場の役割分担の検証
防除指導員	・地域住民に対する防除対策（電気柵設置等）の指導・助言 ・潜みにくい環境づくりの技術的指導・助言
捕獲者	・平時からの猟具（わな・銃器）の点検及び維持管理 ・安全管理講習等の受講及び合同訓練への参加
市民・町会自治会	・ごみ出しルールの徹底、放置果樹の早期除去 ・地域ぐるみでの草刈りや藪払いなど環境整備 ・学習会や講習会への積極的な参加を通じた獣害対策への理解促進

担当機関・主体	平時の対応（未然防止・体制整備）
	と自衛対策への意識醸成 ・安全・安心な地域づくりのための将来像の共有と行政との協働による対策の推進

４　体制の強化と専門家との連携による課題解決

⑴　人材の選定と配置

クマ対策には、単に出没したクマを追い払うだけでなく、出没要因の特定と根本的な解決、地域住民への防除指導、対策（電気柵設置等）、緊急時の的確な判断など、高い専門性と豊富な経験が求められる。八王子市は、これらの技能を有する「防除指導員」（専門人材）を適切に活用し、科学的根拠に基づいた対策を実施する。

⑵　人材の育成

出没対応は夜間や休日に及ぶこともあり、継続的かつ安定的な対応体制を維持するために、人材の育成が重要である。

- 合同研修・訓練の実施：

  八王子市、市委託業者（専門業者）等、警察、防除指導員などが参加し、対応手順の確認、情報共有のシミュレーションを行う机上訓練や、現場での追い払い方法や安全管理の確認する実地訓練を定期的に参加、企画・実施する。また、市職員についても、訓練や現場対応への参加を通じて、出没対応に関する知識や技術の蓄積を図るとともに、将来的な対応体制の充実に向けた取組を進める。

- 地域体制の強化：

  町会自治会等と連携し、地域における獣害対策の牽引役となる人材の育成を支援するとともに、地元猟友会をはじめとする関係者との連携に努める。

⑶　専門機関・外部専門家との協働

複雑化する獣害課題に対し、専門業者等の外部専門家との協働体制を強化する。専門的な科学的知見や最新技術を施策へ迅速に反映させるとともに、現場対応への助言や対策定着に向けた継続的な伴走支援を受ける仕組みを構築する。

- 科学的知見と技術の活用：

  クマの生態や行動特性の分析、生息・出没予測、情報管理基盤の構築等の技術活用について、専門家から客観的かつ科学的な助言を受ける。

- 対策の客観的検証と継続的な伴走支援：

  実施した防除対策やマニュアルの妥当性を定期的に検証・評価し、八王子市に合わせた対策が地域に定着し機能するまで長期的な伴走支援を受ける。

５　人の日常生活圏への出没防止

⑴　出没する要因

クマの個体数増加や行動域の拡大による出没リスクが高まっている可能性も考えられる中、クマが人の日常生活圏に入り込む直接の要因はそこが「魅力的な餌場」や「安心して身を隠せる場所」となっていることである。だからこそ、人の日常生活圏に出没しないための取り組みが重要となる。

- 魅力的な「餌場」となる誘引物の存在:
  放置された果樹（カキ・クリ等）や屋外の生ごみ・コンポスト、農作物の残渣・出荷規格外品、畜産農家の飼料・堆肥、養蜂箱、キャンプ場やレジャー施設等での集積ごみ・食品廃棄物など、家庭・農業・事業活動に伴い日常的に発生する多種多様な食料源。
- 安心して身を隠せる「隠れ場」となる環境:
  住宅地や農地に隣接する手入れされていない山林、雑草が繁茂した耕作放棄地、藪化した河川敷など、クマが人目を避けて人の日常生活圏へ接近・潜伏できる見通しの悪い環境。

⑵　出没防止のための取り組み

八王子市では、立地的に緩衝帯（バッファーゾーン）が狭いという地域特性を踏まえ、市民と行政が協力して人の日常生活圏への誘引防止対策をはじめ出没防止対策を徹底する。対策として、「誘引防止（引き寄せない）」、「環境整備（潜ませない・移動させない）」、「物理的防除（侵入させない）」の３つの観点から、次の取り組みを統一的に推進する。

ア　誘引防止（クマを引き寄せない）

- ごみ対策の徹底
  - 生ごみはクマの強い誘引物である。ごみは前日の夜から出さず、収集日当日の朝（８時 30 分直前）に出すようにする。
  - 生ごみは十分に水気を切り、においが漏れないよう袋に入れて密閉するようにする。
  - ごみを出す際は、クマに荒らされないよう、ふた付きの容器等を活用するようにする。
  - 屋外でコンポストを利用している場合は、土や腐葉土をこまめに混ぜるなどして、においの発生を抑えるようにする。
  - 八王子市は、クマの出没が確認された地域においては、状況に応じてごみの早期収集について検討する。
- 放任果樹など誘引物の除去
  - 庭先や畑のカキ、クリなどは、クマを強く引き寄せる。利用しない果樹は伐採を行うか、幹にトタンを巻くなどしてクマが木に登れない対策を講じる。

- 市民への啓発活動を通じ、果実の早期収穫や農作物の残渣の適正処理を徹底する。

● 事業系誘引物・施設における予防管理
- 畜産農家の飼料庫や養蜂場の放蜂箱、農園・直売所の農作物残渣等は、適切な保管管理や電気柵の設置によりクマの誘引・侵入を防ぐ。
- キャンプ場、屋外レジャー施設、観光施設等では、屋外ごみ箱のクマ対策化や夜間のごみ保管管理、清掃を徹底する。

● わなの適正管理と捕獲死体・残渣の放置防止
- シカやイノシシ等の捕獲死体や残渣はクマの強力な誘引物となるため、現場に放置せず速やかに適切な処理を行う。
- 人の日常生活圏及び日常生活圏周辺に設置したわなは、毎日確実に巡回・見回りを行い、被捕獲個体の放置を防ぐ。
- 捕獲者や捕獲従事者に対し、わなの適正な管理や捕獲後の適切な現場処理について周知・指導を徹底する。

イ　環境整備（潜ませない・移動させない）

● 潜みにくい環境の整備（草刈り・藪払い）
- 住宅地、通学路、農地に隣接する林縁部や耕作放棄地の草刈りを定期的に行い、見通しの良い環境（緩衝帯の代替）を創出するよう努める。

● 河川敷等の移動ルート対策（河川整備と連続性の遮断）
- 河川敷やその周辺、緑地帯などの茂みは、山林から人の日常生活圏への移動ルートとなり得る。一時的な草刈りに終わらせず、継続して繁茂しない環境づくりを検討する。
- 河川敷や緑地帯全域の一律管理は困難なため、クマによる人の日常生活圏への経路となる茂みの連続性を分断（遮断）する重点ポイントを定め、効率的で持続可能な防衛線の構築を検討する。

ウ　物理的防除（侵入させない）

● 物理的対策と市の補助制度
- 農地の周囲への電気柵の設置を推進する。
- 八王子市は、電気柵の導入、放任果樹の伐採、藪の刈り払いなどの防除対策に対して防除指導員等を活用した市民の自主的な対策をバックアップする。

６　クマの生息域での対策

多くの観光客・登山客が訪れる高尾山・陣馬山等の山林（クマの生息域）では、突発的な遭遇事故や誘引行為を未然に防ぐ対策が不可欠である。市民をはじめ、市外からの観光客や地域の事業者と情報を共有し、生息域全体での安全確保と環境管理を徹底する。

● 遭遇防止と安全行動の徹底:
- 入山時は、クマ鈴やラジオ等を携帯し、見通しの悪い角や藪の手前では声を出し

たり手を叩いたりして、事前に人間の存在を知らせるとともに、可能な限り単独行動を避ける。特に、個人での山中のランニング（トレイルランニング）等については、至近距離での突発的な遭遇事故を防止するため、クマとの遭遇を回避するための対策について周知・啓発を行う。

- クマの活動が活発になる早朝・夕方や薄暗い時間帯の入山を控えるよう注意喚起を行う。
- クマの親子や子グマを見かけた場合は、母グマが近くにおり非常に危険なため、絶対に近づかず静かにその場を離れるよう徹底する。
- 登山口等において多言語（英語等）によるポスター掲示を行い、外国人観光客も含めた現場での遭遇防止策を徹底する。

● 誘引物の放置防止とマナーの徹底

- 山林内や休憩所等で発生した弁当の食べ残しや生ごみは、クマを登山道や集落へ誘引する原因となるため持ち帰りを徹底する。
- ジュースの飲み残しや果物の皮などの放置を防ぐため、ハイキングコースや登山口でのマナー啓発を推進する。
- 山林内での安易なごみ捨てがクマの餌付けにつながる危険性について、登山者・観光客へ周知する。

7　普及啓発

市民がクマの生態を正しく理解し、「正しく恐れ、適切に行動する」ことができるよう、八王子市は積極的な情報発信と普及啓発活動を行う。

● 多様な媒体による情報発信

- 広報はちおうじ、市ホームページ、SNS、ポスター・チラシ、動画等の多様な媒体を活用し、ごみ出しルールや果樹管理、遭遇時の対応、目撃時の通報先などの基本情報を広く周知する。
- 東京都が公開する「東京都ツキノワグマ目撃等情報マップ～TOKYO くまっぷ～」の存在を広く周知し、最新の出没位置を可視化して注意を促す。

● 地域ぐるみ獣害対策学習会

- 地域住民や町会自治会等を対象とした学習会や体験型講座を開催し、地域全体の防獣意識と人とクマの共存に関する理解を深める。
- クマの生態理解にとどまらず、地域の出没リスク確認や草刈り・誘引物除去など、具体的な防除対策を住民主体で検討・実践する場を提供する。
- 地域ぐるみで対策を共有・実行するプロセスを通じて、安全な住環境を自分たちで守り育むコミュニティの連携強化を図る。

● 学校教育における探究型・STEAM 教育等の推進

- 小中学校において、知識の一方通行な伝達にとどまらず、STEAM 教育等を活用した探究型学習を展開する。

- 一問一答では解決できない「地域と野生動物の共存」という社会問題に対し、児童生徒自らが「何が問題で、どう解決すべきか」を主体的に考える力を育む。
- これにより、自身の安全確保を図るだけでなく、学びを得た児童生徒を起点として親や家族、地域社会へ防除・防獣意識を広げていく波及効果を目指す。

８　出没予測と注意喚起

秋期のクマの出没件数は、冬眠前の主要な栄養源となるブナ科（ブナ、ミズナラ、コナラ等）の堅果類（ドングリなど）の豊凶に大きく影響される。

- 豊凶調査に基づく予測と備え
  - 国や東京都、研究機関等が実施する堅果類の着花・結実調査の結果を収集及び分析する。八王子市周辺で凶作が予想される場合には、秋期の出没リスクが高いと判断し、注意報の発令準備や東京都と連携したパトロール強化など事前の警戒態勢を整える。
  - なお、地域によってはブナ科の堅果類のみならず、液果類の結実状況が出没を左右している可能性も示されていることから、併せて動向に注意する。
- 季節変動に応じた注意喚起
  - 春の山菜シーズンや、秋の行楽・収穫シーズンなど、人とクマの活動が活発になる時期に合わせて、市ホームページ等で事前の注意喚起を行う。
  - 市民に対して、誘引物の管理徹底や入山時の警戒を強く呼びかける。

巻末資料

【別表１】現場で確認すべき基本的な項目チェックリスト　長野県（2022）

ツキノワグマ出没記録表　　no.

記入年月日	年　月　日	記入者氏名	

1　出没日時　　年　月　日　・午前　・午後　時　分頃

2　出没場所

(1)　出没場所の環境

・畑（作目名　　）　・果樹園（種類　　）　・水田　・養蜂箱

・養魚場　・キャンプ場　・河川、沢　・住宅地　・ゴミ捨て場　・森林

・道路　・その他＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(2)　出没場所の見通し

・見通しよい　・悪い　（見通し距離：約　　m）

(3)　出没場所の騒音、水音等

・騒音などで周囲の音が聞こえない　・周囲の音は聞こえる状況

(4)　出没の要因と考えられる誘引物

・誘引物なし　・誘引物あり（種類＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

3　出没を確認した時（人）の情報

(1) 何をしていて出没を確認したのか

・農作業　・山林作業　・運転　・調査、測量　・工事　・山菜、きのこ採り

・登山、ハイキング　・釣り　・その他（具体的に　　）

(2) 出没確認の内容

・姿を目撃　・足跡を発見　・糞を確認　・食べ痕を発見

・その他（具体的に　　）

(3) 出没したクマの頭数

・１頭　・２頭以上　・親子連れ（子グマ　　頭）

(4) 目撃したクマの特徴

・具体的に＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(5) 今回の出没の問題点

・人家、通学路近くに出没した　・積極的に人に近づいてきた

・人の集まる場所の近くに出没した　・ゴミに餌付いていた　・農作物、家畜の被害

・人が生息地の森林に入って遭遇したもので問題ない

(6) 姿を目撃した時の状況

①天気　・晴れ　・曇り　・雨　・霧　・雪

②目撃時の人数　＿＿＿＿＿＿人

③目撃時のクマとの距離　・50m 未満（約　　m）　・50m 以上（約　　m）

④目撃時の予防策　・何もしていない　・音を鳴らしていた（種類＿＿＿＿＿＿）

⑤クマの様子　・じっとしていた　・歩いていた　・走っていた　・立っていた

・何か食べていた　・その他（具体的に　　）

⑥クマは人間に気づいていたか　・気付いていた　・いなかった　・わからない

⑦目撃者の行動　・じっとしていた　・物陰に隠れていた

・行動した（具体的に　　）

⑧目撃後のクマの行動　・そのまま行動を続けた　・静止した　・木の登った

・急いで逃げた　・歩いて立ち止まった　・歩いて近づいた

・直前まで突進　・襲撃してきた

＊　該当事項に○を付けてください。

【別表２】緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト　環境省（2026）

※　チェックリストのチェック欄には捕獲者がチェックを行う。また、捕獲者の署名を得る。

確認事項

	要件	✔
法令で定める事項 （必須項目）	第一種銃猟免許を所持している ※　装薬銃を使用する場合（麻酔銃猟をする場合は除く）	
	第二種銃猟免許を所持している ※　空気銃を使用する場合（麻酔銃猟をする場合は除く）	
	過去一年以内に銃器による射撃を二回以上した者であること（麻酔銃猟をする場合は除く）	
	過去三年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用してクマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲等をした経験がある	
夜間に緊急銃猟をする場合に、法令で定める事項 （夜間に屋外において緊急銃猟をする場合には必須項目　（麻酔銃猟をする場合は除く））	射撃場における五回以上の射撃において、次に掲げるいずれかの範囲（ライフル銃（特定ライフル銃を除く。）にあっては次のイに掲げる範囲）に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有している。 ※　なお、射撃線から標的までの距離は五十メートルとし、射撃姿勢（銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む。）は問わない。 イ　標的の中心から二・五センチメートル ロ　標的の中心から五・〇センチメートル	
	夜間銃猟安全管理講習として、夜間銃猟をする際の安全の確保に関する知識等について、五時間以上の講習を修了している者であること	
その他市町村の判断により任意で記載する事項 **（記載例）**	対象となる危険鳥獣の捕獲に関与したことがある。 ※　必須の要件「過去三年以内にクマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲等をした経験がある」では、例えば、ツキノワグマを捕獲しようとする際に、ニホンジカ捕獲経験をもっていれば足りるが、ここでは、実際に捕獲しようとする危険鳥獣の種類と同じ大型獣を捕獲している実績を市町村が任意に設定する追加的な要件において捕獲者に求めようとするもの	
	対象となる危険鳥獣の捕獲に関する知識を有している ※　委託時に、市町村担当者から対象となる危険鳥獣についてレクチャーを受けたことを含む。	
	事前の訓練又は研修に参加したことがある。	

月　　日

名　前＿＿＿＿＿＿＿＿

※　捕獲を行った経験は、例えば、止めさし等の銃猟の経験も含まれる。（麻酔銃猟にあっては、例えば、錯誤捕獲個体への麻酔銃猟の経験も含まれる。）
※　同種の銃器とは、装薬銃、麻酔銃、空気銃といった銃の種類を指す。例えば、緊急銃猟で装薬銃を用いる場合で複数の装薬銃を所持している場合、どの装薬銃での捕獲等の経験であっても、緊急銃猟で用いる銃が装薬銃である限り、その用いる銃は複数所持するどの装薬銃でも、「同種の銃器」として把握される。

【別表３】緊急銃猟時の確認チェックリスト（法令関係）　環境省（2026）

条文等	条件	✓
人の日常生活圏への侵入（法第 34 条の２）	銃猟を実施する場所は、人の日常生活圏※であるか ※　人が生計をたて、普段活動する過程で行動する範囲。例えば住居や広場、生活用道路、商業施設、農地その他の勤務地、電車、自動車、船舶等も含まれる	
危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要（法第 34 条の２）	危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があるか。 ※　人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的には条件に該当することとなると考えられる。	
銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等をすることが困難（法第 34 条の２）	銃猟以外では的確かつ迅速に捕獲できないか。 ※　人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的には条件に該当することとなると考えられる。	
避難等によって地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合（法第 34 条の２）	通行禁止・制限の措置は必要に応じて講じられているか（法第 34 条の４）	
	地域住民の避難は行われたか（法第 34 条の４）	
	広報（HP や SNS、防災無線等）は行われたか（政令）	
	通行の禁止・制限を行う場合は、管轄する警察署（警察署長）に通報を行ったか（政令）	
	鉄道を含む場合は、鉄道施設の管理者へ協議が行われたか(政令) 軌道又は索道を含む場合は、軌道経営者又は索道事業者へ協議が行われたか 道路を含む場合は、道路管理者へ連絡したか 場所の管理者へ連絡したか(必要に応じて)	
	射線方向にバックストップはあるか ※　屋内で壁に向けて発射する場合、その壁は十分に堅牢か、又は弾が通り抜けた場合の壁の先にバックストップがあるか	
	緊急銃猟を委託する者に留意点を伝えたか ※　緊急銃猟を実施する場所、緊急銃猟の実施によって弾丸を到達させるべきではない危険性の高い物件の取扱いや、できる限り損壊すべきでない物件（寺社仏閣、貴重品等）に関する情報、銃猟の対象鳥獣に関する情報等、やり取りに用いるジェスチャー等	
その他	（土地の立入りを伴う場合）土地の立入りを行う者は証票を身に着けているか（法第 34 条の３）	
	緊急銃猟を委託する者は証票を身に着けているか（法第 34 条の２）	
	緊急銃猟の様子を記録する用意はあるか（任意） ※　スマートフォン、ビデオカメラ等での撮影は捕獲者の了承を得ているか。	

【別表４】情報共有・注意喚起・警戒の呼びかけ※の必要がある機関と対応所管一覧

機　　関	対応所管
専修学校、各種学校、私立高校、私立中学校、都立高校、都立中等教育学校	総務部　総務課
各町会・自治会、市民センター及び地区会館の指定管理者（学園都市文化ふれあい財団）	市民活動推進部　協働推進課
私立大学、都立大学、国立高専	市民活動推進部　学園都市文化課
高齢者施設、老人ホーム、高齢者ふれあいサロン、養護老人ホーム、高齢者あんしん相談センター・ふらっと相談室　等	福祉部　高齢者福祉課
都立特別支援学校、障害者施設	福祉部　障害者福祉課
福祉施設、保護施設　等	福祉部　生活支援課
病院、診療所等、薬局　等	健康医療部　健康医療政策課
民設民営墓地・霊園	健康医療部　生活衛生課
私立幼稚園、私立保育園　等	子ども家庭部　保育幼稚園課
農家、林業家、水産家	経済産業部　農林振興・獣害対策課
八王子商工会議所	経済産業部　産業振興課
高尾山薬王院、観光施設、ホテル・旅館、商店会	経済産業部　商業観光課
廃棄物処理施設、廃棄物処分場	環境部　廃棄物対策課
八王子市まちづくり公社	都市計画部　都市計画課
東京都南多摩西部建設事務所（道路・河川）、国土交通省相武国道事務所、京浜河川事務所	建設部　道路管理課
市立小学校、市立中学校、市立義務教育学校	学校教育部　地域教育推進課
学童保育所、放課後子ども教室	生涯学習スポーツ部　放課後児童支援課
都立霊園、寺院（高尾山薬王院を除く）	生涯学習スポーツ部　文化財課

※周知範囲は、危機レベルに応じて次のとおりとする。

・危機レベル１及び２：クマの出没地点から半径約 500m以内

・危機レベル３及び４：クマの出没地点から半径約２㎞以内

【別表５】各課の対応

	危機レベル１	危機レベル２	危機レベル３	危機レベル４
総合政策部 外務渉外課	・市民からの情報・要望等を受け付け、担当所管へ連絡	・市民への注意喚起（SNS 発信、HP 掲載）、並びにニュースリリースを実施 ・市民からの情報・要望等を受け付け、迅速に担当所管へ連絡	・速やかな市民への警戒の呼びかけ（SNS 発信、HP 掲載）、並びにニュースリリースを実施 ・市民からの情報・要望等を受け付け、迅速に担当所管へ連絡	・速やかな市民への警戒の呼びかけ【※必要に応じて、警報】（SNS 発信、HP 掲載）、並びにニュースリリースを実施 ・市民からの情報・要望等を受け付け、迅速に担当所管へ連絡
総務部 総務課	・必要に応じて、【別表４】の機関へ周知 ・農林振興・獣害対策課からの出没情報を基に、部内各課へ情報共有を実施	・【別表４】の機関へ周知 ・農林振興・獣害対策課からの出没情報を基に、部内各課へ情報共有を実施	・「危機レベル２」と同様	・「危機レベル２」と同様
総務部 庁舎管理課	―	・本庁舎周辺の見回りの実施	・来庁者及び職員へ本庁舎からの外出自粛を呼びかけ（館内放送等） ※公用車の貸し出し含む ・庁舎維持管理業務受託者への情報共有	・来庁者及び職員へ本庁舎からの外出完全禁止を呼びかけ（館内放送等） ※公用車の貸し出し含む ・庁舎維持管理業務受託者への情報共有
財務部 財政課	・関係所管における対応状況の把握 ・既定予算の範囲内での対応可否について助言	・関係所管からの要請に応じ、必要な経費について検討 ・既定予算の活用を基本とした必要な財源措置について調整	・関係所管からの要請に応じ、緊急対応に係る経費について検討 ・補正予算や予備費の活用を含めた必要な財源措置について調整	・「危機レベル３」と同様
財務部 住民税課	―	・来庁者への注意喚起	・「危機レベル２」と同様	・「危機レベル２」と同様
財務部 資産税課	・課外活動の見直し、山側・林道付近の回避（生息域外） ・連絡手段の確保（携帯持参） ・防御対策（熊鈴等の持参）	・調査前の情報収集 ・複数名での公用車での移動 ・連絡手段の確保（携帯持参） ・防御対策（熊鈴等の持参） ・来庁者への注意喚起	・不要不急の課外活動停止のうえ、情報収集を実施 ・来庁者への警戒の呼びかけ	・課外活動の停止 ・来庁者への警戒の呼びかけ
財務部 収納課	―	・来庁者への注意喚起	・「危機レベル２」と同様	・外出を伴う業務の見直し ・来客者への警戒の呼びかけ
財務部 改革推進課	―	―	・改革推進課の土地の使用を許可している売店や休憩スペースで被害が発生した場合、営業の自粛を要請	・改革推進課の土地の使用を許可している売店や休憩スペースの周囲で人身被害が発生した場合、営業の自粛を要請

	危機レベル１	危機レベル２	危機レベル３	危機レベル４
財務部 建築課	・関係情報の収集 ・生息域近辺施設の工事受注者との情報共有	・生息域近辺施設の工事受注者向け注意喚起 ・課内職員（監督員等）への注意喚起	・対象地域施設の作業の自粛指示 ・緊急銃猟の場合、避難エリア内の工事受注者及び監督員への避難指示 ・工期等への影響に関して、事業所管課との協議開始	・対象地域施設の作業の中止指示 ・緊急銃猟の場合、避難エリア内の工事受注者及び監督員への避難指示 ・作業中の場合、施設からの外出完全禁止 ・工期等への影響に関して、事業所管課との対応の協議
市民活動推進部 協働推進課	・必要に応じて、【別表４】の機関への周知	・【別表４】の機関への周知	・「危機レベル２」と同様	・「危機レベル２」と同様
市民活動推進部 学園都市文化課	・必要に応じて、【別表４】の機関への周知	・【別表４】の機関への周知	・「危機レベル２」と同様	・「危機レベル２」と同様
市民活動推進部 男女共同参画課	―	―	・施設利用の自粛等	・施設利用の中止等
生活安全部 暮らしの安全課	―	・巡回パトロール事業者によるパトロール	・巡回パトロール事業者による警戒の呼びかけ	・「危機レベル３」と同様
生活安全部 防災課	―	・防災情報メール、X、Facebook 発信の協力	・防災情報メール、X、Facebook 発信の協力 ・防災行政無線放送の協力	・「危機レベル３」と同様
生活安全部 消費生活センター	―	・施設利用者への注意喚起	・施設利用の自粛	・施設利用者を安全な場所への誘導 ・施設利用の中止を検討
市民部 事務所	・出没情報に基づく、施設内利用者への周知及び情報収集	・「危機レベル１」と同様	・「危機レベル１」と同様	・「危機レベル１」と同様
福祉部 共生社会推進課	・民生委員（全員）への情報共有	・民生委員（生息域周辺）向け注意喚起	・民生委員（生息域周辺）に活動自粛連絡	・民生委員（生息域周辺）に活動禁止連絡
福祉部 高齢者福祉課	・必要に応じて、【別表４】の機関へ周知 ・施設利用者及び訪問職員に向け注意喚起 ・必要に応じ、養護老人ホーム、高齢者あんしん相談センター・ふらっと相談室等に情報提供（生息区域内等）	・【別表４】の機関へ周知 ・養護老人ホーム等に対し情報提供 ・高齢者あんしん相談センター・ふらっと相談室等について利用者及び訪問職員に向け注意喚起（注意喚起ポス	・【別表４】の機関へ周知 ・養護老人ホーム、高齢者あんしん相談センター・ふらっと相談室等に対し速やかな情報提供 ・養護老人ホーム施設等に対して、施設利用	・【別表４】の機関へ周知 ・養護老人ホーム、高齢者あんしん相談センター・ふらっと相談室等に対し即時に情報提供 ・養護老人ホーム等に対して施設からの外出

	危機レベル１	危機レベル２	危機レベル３	危機レベル４
		ターの掲示、声掛け等） ・高齢者あんしん相談センター・ふらっと相談室等については、各施設において安全に留意しつつ通常運営を基本とする ・具体的対応は各施設の判断に委ねる	者の施設外への外出自粛を要請 ・高齢者あんしん相談センター・ふらっと相談室等の職員による車利用以外の訪問活動の自粛を要請 ・具体的対応は各施設の判断に委ねるが、八王子市として統一的な対応方針が示された場合は、その内容を周知 ・本市職員による訪問等の活動の一部制限（ケースワーク対応を含む） ・施設利用の自粛等（通所系） ・職員に車での訪問を推奨（訪問系）	自粛を要請 ・高齢者あんしん相談センター・ふらっと相談室等に対して、職員による訪問活動の自粛要請 ・市職員による訪問等の活動制限（ケースワーク対応を含む） ・具体的対応は各施設の判断に委ねるが、八王子市として統一的な対応方針が示された場合は、その内容を周知 ・施設利用の中止等（通所系） ・職員に車での訪問を要請（訪問系）
福祉部 障害者福祉課	・必要に応じて、【別表４】の機関へ周知 ・必要に応じ、障害者施設等に情報提供	・【別表４】の機関へ周知 ・障害者施設等に対し情報提供 ・具体的対応は各施設の判断に委ねる ・市施設（指定管理）については、各施設において安全に留意しつつ通常運営を基本とする	・【別表４】の機関へ周知 ・障害者施設等に対し速やかに情報提供 ・具体的対応は各施設の判断に委ねるが、八王子市として統一的な対応方針が示された場合は、その内容を周知 ・市施設（指定管理）については、必要に応じ、施設管理者判断で活動の見直しを行う ・生息域周辺の本市職員による訪問等の活動の一部制限（ケースワーク対応を含む）	・【別表４】の機関へ周知 ・障害者施設等に対し即時に情報提供 ・具体的対応は各施設の判断に委ねるが、八王子市として統一的な対応方針が示された場合は、その内容を周知 ・市施設（指定管理）については、施設利用中止を前提に、施設管理者判断で活動の見直しを行う ・生息域周辺本市職員による訪問等の活動制限（ケースワーク対応を含む）
福祉部 生活福祉課	必要に応じて、【別表４】の機関へ周知	・【別表４】の機関へ周知	・「危機レベル２」と同様	・「危機レベル２」と同様
健康医療部 健康医療政策課	必要に応じて、【別表４】の機関へ周知	・【別表４】の機関へ周知	・「危機レベル２」と同様	・「危機レベル２」と同様
健康医療部 成人保健課 （大横保健福祉センター）	・施設利用者向け注意喚起（注意看板掲示）	・施設利用者（生息域周辺）向け注意喚起（声掛け） ・施設管理者による、寄せ付けないための防除対策（誘引物の除去等）	・施設利用の自粛等 ・施設からの外出自粛	・施設利用の中止等 ・施設からの外出完全禁止

	危機レベル１	危機レベル２	危機レベル３	危機レベル４
健康医療部 成人保健課 （東浅川保健福祉センター）	・施設利用者向け注意喚起	・施設利用者向け注意喚起（声掛け等）	・施設利用の自粛等 ・施設からの外出自粛	・危険が回避されるまでの間、施設利用の中止及び施設からの外出禁止
健康医療部 成人保健課 （南大沢保健福祉センター）	・施設利用者向け注意喚起（声掛け等）	・「危機レベル１」と同様	・施設利用者向けの警戒の呼びかけ（声掛け等） ・施設利用の自粛等	・施設利用者向けの警戒の呼びかけ（声掛け等） ・施設利用の中止等
健康医療部 看護専門学校総務課	・学生・教職員に情報提供	・「危機レベル１」と同様	・学生・教職員に情報提供 出没した場所や状況により、授業や実習の継続等を判断する。	・「危機レベル３」と同様
健康医療部 生活衛生課	・必要に応じて、【別表４】の機関へ周知 ・法人墓地経営者向け注意喚起 ・猫の餌やり等の指導・注意喚起	・【別表４】の機関へ周知	・「危機レベル２」と同様	・「危機レベル２」と同様
子ども家庭部 保育幼稚園課	【私立保育園】 ・必要に応じて、【別表４】の機関へ周知 ・園外活動の見直し（目撃エリア付近の回避） ・全施設への情報提供、注意喚起 【私立幼稚園】 ・必要に応じて、【別表４】の機関へ周知 ・生息域周辺施設への注意喚起 ・全施設への情報提供、注意喚起（遠足等の生息域内への課外活動の見直し） 【公立保育園】 ・必要に応じて、【別表４】の機関へ周知 ・園外活動の見直し（目撃エリア付近の回避） ・全施設への情報提供、注意喚起	【私立保育園】 ・【別表４】の機関へ周知 ・園外活動の自粛 ・施設管理者による、熊を寄せ付けないための防除対策（クマ鈴の携帯、園庭柵の設置・確認・修繕、誘引物の除去） ・全施設への情報提供、注意喚起 【私立幼稚園】 ・【別表４】の機関へ周知 ・生息域周辺施設への注意喚起（お散歩等の日常的な課外活動、登降園、防除対策） ・全施設への情報提供、注意喚起 【公立保育園】 ・【別表４】の機関へ周知 ・園外活動の自粛 ・施設管理者による、熊を寄せ付けないため	【私立保育園】 ・【別表４】の機関へ周知 ・保護者への緊急連絡 ・家庭保育依頼 ・屋外活動禁止 ・施設からの外出禁止 ・全施設への情報提供、警戒の呼びかけ 【私立幼稚園】 ・【別表４】の機関へ周知 ・出没周辺施設への対応依頼（休園、臨時降園、避難） ・全施設への情報提供、警戒の呼びかけ 【公立保育園】 ・【別表４】の機関へ周知 ・保護者への緊急連絡 ・家庭保育依頼 ・屋外活動禁止 ・施設からの外出禁止 ・全施設への情報提供、警戒の呼びかけ	【私立保育園】 ・【別表４】の機関へ周知 ・保護者へ即時連絡、お迎え要請 ・臨時休園 ・屋外活動禁止 ・施設からの外出禁止 ・全施設への情報提供、警戒の呼びかけ 【私立幼稚園】 ・【別表４】の機関へ周知 ・出没周辺施設への対応依頼（休園、臨時降園、避難） ・全施設への情報提供、警戒の呼びかけ 【公立保育園】 ・【別表４】の機関へ周知 ・保護者へ即時連絡、お迎え要請 ・臨時休園 ・屋外活動禁止 ・施設からの外出禁止

	危機レベル１	危機レベル２	危機レベル３	危機レベル４
		の防除対策（クマ鈴の携帯、園庭柵の設置・確認・修繕、誘引物の除去） ・全施設への情報提供、注意喚起		・全施設への情報提供、警戒の呼びかけ
子ども家庭部 青少年若者課 （子ども・若者育成支援センター）	・全施設への情報提供、注意喚起	・館外活動の自粛 ・施設管理者による、熊を寄せ付けないための防除対策（クマ鈴の携帯、館庭柵の設置・確認・修繕、誘引物の除去） ・全施設への情報提供、注意喚起	・保護者への緊急連絡 ・お迎え要請 ・屋外活動禁止 ・施設からの外出禁止 ・全施設への情報提供、警戒の呼びかけ	・保護者へ即時連絡、お迎え要請 ・原則受け入れ禁止 ・屋外活動禁止 ・施設からの外出禁止 ・全施設への情報提供、警戒の呼びかけ
経済産業部 産業振興課	・必要に応じて、【別表４】の機関へ周知 ・職員による企業訪問の見直し（山側、林道、生息域付近の回避）	・【別表４】の機関へ周知 ・職員による企業訪問の中止（該当区域周辺）	・【別表４】の機関へ周知 ・職員による企業訪問の中止（該当区域周辺） ・商工会議所への情報提供 ・市内企業における被害状況を調査	・「危機レベル３」と同様
経済産業部 農林振興・獣害対策課	・必要に応じて、【別表４】の機関へ周知 ・施設利用者（生息域内）向け注意喚起 ・施設管理者による、寄せ付けないための防除対策（誘引物の除去等） ・JA 八王子に情報提供	・【別表４】の機関へ周知 ・施設利用者（生息域周辺）向け注意喚起（注意看板掲示、声掛け等） ・JA 八王子に情報提供	・【別表４】の機関へ周知 ・施設からの外出自粛 ・認定農業者・認定新規就農者に情報提供 ・JA 八王子に情報提供	・【別表４】の機関へ周知 ・施設利用の中止等 ・施設からの外出完全禁止 ・認定農業者・認定新規就農者に情報提供 ・JA 八王子に情報提供
経済産業部 商業観光課	・必要に応じて、【別表４】の機関へ周知 ・生息域付近の施設利用者及びハイキングコース利用者等への注意喚起・施設管理者による防除対策（施設利用者へのクマ撃退スプレー、クマ鈴の貸出等） ・管理施設に対して、施設利用者向けに注意喚起いただくよう施設管理者に依頼	・【別表４】の機関へ周知 ・生息域付近の施設利用者及びハイキングコース利用者等への注意喚起・施設管理者による防除対策（施設利用者へのクマ撃退スプレー、クマ鈴の貸出、開園前の爆竹の使用、団体利用者への職員の随行） ・管理施設に対して、施設利用者向けに注意喚起いただくよう施設管理者に依頼 ・該当区域の商店会に情報提供	・【別表４】の機関へ周知 ・危険区域周辺の施設利用の一部中止（屋外施設等）、屋外におけるイベント中止 ・（関係施設に対して）施設利用の自粛及び避難等を呼びかけ ・該当区域の商店会に情報提供	・【別表４】の機関へ周知 ・危険区域周辺の施設利用の中止 ・危険区域周辺の商店会に情報提供 ・管理施設に対して、施設の臨時休業等を実施 ・該当区域の商店会に情報提供

	危機レベル１	危機レベル２	危機レベル３	危機レベル４
環境部 環境学習推進課	・目撃地域周辺のイベント活動におけるルート変更の検討（目撃箇所の回避等） ・イベント参加者へ注意喚起（静穏行動禁止、単独行動禁止等） ・イベント活動における鈴や声出しなど基本的なクマ対策の徹底	・イベントの中止又は延期の検討 ・イベント活動におけるルート変更又は内容縮小 ・イベント参加者へ事前周知（リスク明示） ・グループ行動の徹底、隊列管理、監視員の配置等	・イベントの原則中止又は延期 ・イベント参加者への緊急連絡 ・周辺立入制限の検討 ・周辺施設利用の自粛等	・イベントの中止 ・周辺立入制限、避難指示等 ・イベント参加者の安否確認 ・周辺施設利用の中止等
環境部 下水道課	・施設利用業者（廃棄物収集運搬許可業者等）、工事関係者との情報共有 ・施設敷地周辺所管等との情報共有（資源循環施設管理課、環境学習推進課）	・施設利用業者（廃棄物収集運搬許可業者等）、工事関係者との情報共有 ・クリーン活動の中止	・敷地内立入制限の検討 ・工事中止等の検討 ・施設利用業者（廃棄物収集運搬許可業者等）、工事関係者との情報共有	・「危機レベル３」と同様
環境部 資源循環課	・クマの出没に係る情報収集、情報共有及び対応の検討・実施 ・イベント参加者への注意喚起	・クマの出没に係る情報収集、情報共有及び対応の検討・実施 ・イベント参加者への注意喚起 ・目撃地域周辺のイベントの中止又は延期を要請	・クマの出没に係る情報収集、情報共有及び対応の検討・実施 ・出没地域周辺のイベントは原則中止又は延期（既に集合又は開始している場合は速やかに解散・屋内退避）	・クマの出没に係る情報収集、情報共有及び対応の検討・実施 ・イベントの全面中止（既に集合又は開始している場合は速やかに解散・屋内退避）
環境部 廃棄物対策課	・必要に応じて、【別表４】の機関への周知 ・廃棄物処理業許可業者に対して、適宜、クマの出没情報の共有、注意喚起や対策実施等に係る通知発送の実施	・【別表４】の機関へ周知 ・廃棄物処理業許可業者に対して、適宜、クマの出没情報の共有、注意喚起や対策実施等に係る通知発送の実施	・【別表４】の機関への周知 ・廃棄物処理業許可業者に対して、適宜、クマの出没情報の共有、警戒の呼びかけや対策実施等に係る通知発送の実施	・「危機レベル３」と同様
環境部 ごみ総合相談センター	・各委託業者へ情報提供	・各事業所と共同で啓発活動 ・各委託業者へ情報提供	該当地域周辺の可燃物は収集する。（基本８時３０分までに排出した家だけ回収） 可燃物以外は収集しない。 ８時３０分までに排出するよう啓発	・該当地域周辺はすべての品目の収集停止
環境部 戸吹清掃事業所 館清掃事業所	・クマの目撃、痕跡の発見情報の共有 ・プラスチック収集作業時にクマ出現のパトロール	・目撃情報があった地域への啓発活動。誘引物となる可能性がある生ごみを夜間に排出しないよう、注意喚起チラシの配布。 ・出前講座の中止・延期の検討	・クマ出現地域周辺でのプラスチック収集停止の検討 ・クマ出現地域周辺での出前講座の原則中止又は延期	・クマ出現地域周辺でのプラスチック収集停止 ・クマ出現地域周辺での出前講座の中止
環境部 資源循環施設管理課 【戸吹CC】 【館CC】	・ごみ等受け入れは通常体制 ・施設敷地周辺の経過観察 ・施設敷地内他所管等との情報共有 （ごみ総合相談センタ	・ごみ等受け入れは通常体制 ・施設敷地内監視の強化 ・施設周辺からの誘引物除去 ・施設利用者（イベン	・必要に応じ、ごみ等受入れの一部停止（受け入れ停止時の周知） ・屋外作業・門戸開放屋内作業の中止 ・施設出入口の制限 ・施設敷地内監視のさ	・ごみ等受け入れの停止 ・施設の閉鎖（イベント開催中止） ・施設からの外出禁止 ・屋外作業の禁止（屋内退避）

	危機レベル１	危機レベル２	危機レベル３	危機レベル４
	ー・戸吹清掃事業所・館清掃事業所・委託事業者）	ト参加者含む）への注意喚起 ・搬出入事業者への情報共有 ・地元町会への連絡及び情報共有 ・イベントの中止又は延期の検討	らなる強化 ・関係機関・業務関係者への連絡 ・イベントの原則中止又は延期	・周辺施設利用者の避難受入れ（戸吹スポーツ公園等）
都市計画部 都市計画課	・必要に応じて、【別表４】の機関へ周知	・【別表４】の機関へ周知	・「危機レベル２」と同様	・「危機レベル２」と同様
都市計画部 都市政策課	・生産緑地業務や区域区分立ち会い業務等の現地確認において、山側・林道付近の回避	・「危機レベル１」と同様	・生産緑地業務や区域区分立ち会い業務等の現地確認において、外出自粛	・「危機レベル３」と同様
建設部 建設課	・近郊の工事現場に情報提供及び情報共有 ・クマ対応行動の教育（連絡体制を含む）	・作業員の単独作業の禁止 ・クマ撃退スプレー等の対策道具の配備	・作業の一時中止又は制限の検討 ・関係機関への即時連絡 ・警戒員配置 ・作業員の待避体制確保	・作業即時全面中止 ・全作業員の緊急避難（車両・建物） ・警察・自治体へ緊急通報 ・現場封鎖(立入禁止措置)
建設部 道路管理課	・必要に応じて、【別表４】の機関へ周知 ・道路の巡回パトロール時に道路利用者（生息域内）向け注意喚起 ・人の日常生活圏以外において、遭遇する可能性が低いエリアで現地調査を行う場合には、山側・林道付近は回避して（生息域外）、複数人（2 人以上）で行動する・ ・水路周辺への出没情報収集 ・必要に応じて、水路自由使用の注意喚起	・【別表４】の機関へ周知 ・道路利用者向け注意喚起看板設置 ・人の日常生活圏周辺において、遭遇する可能性があるエリアでの現地調査を行う場合には、複数人（3 人以上）で行動する。 ・目撃地付近において、当課で管理している水位監視カメラ映像データがある場合、必要に応じて追跡調査の確認	・【別表４】の機関へ周知 ・道路利用者の安全確保の観点から、獣害対策課・警察等と連携し、必要に応じ通行規制等の対応を行う。 ・警察の規制により、捕獲エリア内において、水路自由使用を禁止	・「危機レベル３」と同様
建設部 補修センター	・人の日常生活圏以外において、遭遇する可能性が低いエリアで現地調査及び現場作業を行う場合について、山側・林道付近は可能な限り回避して（生息域外）、複数人での行動 ・作業時や調査時における、クマ避けアプリ等の使用の検討	・人の生活圏周辺において、遭遇する可能性があるエリアでの現地調査及び現場作業を行う場合には、複数人で行動する。 ・作業時や調査時における、クマ避けアプリ等の使用の検討	・警察等が規制線を張る等の交通規制を行う場合に、警察等と連携を取り、協力する。また、警察等から資材の提供等の要請があれば、協力する。	・「危機レベル３」と同様

	危機レベル１	危機レベル２	危機レベル３	危機レベル４
建設部 公園課	・公園等巡回時の情報収集（足跡・フン等）及び農林振興・獣害対策課への情報共有 ・注意喚起とごみ等の管理による誘引防止	・看板設置等による注意喚起強化及び巡回頻度を引き上げ ・一部利用制限と関係機関と連携した追い払い対応の実施	・公園の閉鎖や立入禁止措置により、利用者の安全確保 ・捕獲対応時の安全管理及び関係機関連携の徹底	・公園等の即時閉鎖と利用者の避難誘導等の実施 ・緊急対応への協力と収束後の点検・再発防止策を検討
建設部 拠点整備課	・桑都の杜の管理者（指定管理者）への情報提供	・桑都の杜の管理者（指定管理者）への情報提供	・桑都の杜の管理者（指定管理者）による、クマを寄せ付けないための防除対策（誘引物の除去等） ・施設利用者への情報提供及び利用自粛等の要請 ・緊急銃猟実施の場合、施設利用者の避難誘導	・桑都の杜の利用中止 ・緊急銃猟実施の場合、施設利用者の避難誘導
まちなみ整備部 住宅支援課	―	・市営住宅居住者向け注意喚起の実施	・市営住宅敷地内において発生した場合、市営住宅居住者向けの警戒の呼びかけの実施 ・捕獲対応時の安全管理及び関係機関連携の徹底	・市営住宅敷地内において発生した場合、緊急対応への協力及び居住者の避難誘導等の実施 ・再発防止策として、クマを寄せ付けないための防除対策（誘引物の除去等）の検討
学校教育部 地域教育推進課	・農林振興・獣害対策課による事実確認が取れている正確な情報、学校へ共有すべき情報について市立小・中・義務教育学校へメールにて情報共有	・「危機レベル１」と同様	・「危機レベル１」と同様	・「危機レベル１」と同様
学校教育部 学校施設課	―	・防除対策：学校施設周辺防護柵の破損個所見回り及び修繕	・「危機レベル２」と同様	・「危機レベル２」と同様
学校教育部 学校給食課	・学校給食施設のごみの管理について、栄養士・給食管理員へ注意喚起	・生息域周辺の学校長向けに学校給食施設のごみの管理について注意喚起	・学校給食施設のごみの除去 ・学校給食施設の運用停止措置（食材納入業者への連絡）	・学校給食施設の運営中止
生涯学習スポーツ部 生涯学習課	・生涯学習センター（分館・旧稲荷山小学校含む）各施設の貸し出し及び自主事業の実施に際しては、施設管理者等による防除対策（誘引物の除去等） 【自然（里山）観察会】 ・一部見直しや防護対策の実施	・施設利用者向け注意喚起（注意喚起のお知らせ掲示、声掛け等） ・施設管理者による防除対策（誘引物の除去等） 【自然（里山）観察会】 ・実施場所付近で目撃が確認された場合、同事業の中止	・施設利用及び自主事業の自粛等 ・施設管理者による防除対策（誘引物の除去等） 【自然（里山）観察会】 ・実施場所付近で目撃が確認された場合、同事業の中止	・施設利用及び自主事業の中止等 ・施設からの外出禁止 【自然（里山）観察会】 ・実施場所付近で目撃が確認された場合、同事業の中止
生涯学習スポーツ	・必要に応じて、【別表４】の機関への周知	・【別表４】の機関への周知	・【別表４】の機関への周知	・「危機レベル３」と同様

	危機レベル１	危機レベル２	危機レベル３	危機レベル４
部 放課後児童支援課	【放課後子ども教室】 ・放課後子ども教室推進委員会等に注意喚起 【学童保育所】 ・学童保育所に注意喚起	【放課後子ども教室】 ・活動場所を校庭ではなく、体育館などの屋内で実施する 【学童保育所】 ・保育室での活動とする。	【放課後子ども教室】 ・学校休業に影響を受けるため、学校教育部の方針決定後に対応を検討する。 【学童保育所】 ・学校休業に影響を受けるため、学校教育部の方針決定後に対応を検討する。	
生涯学習スポーツ部 スポーツ振興課	・施設利用者（生息域内）向け注意喚起 【八王子陣馬トレイル】 ・大会開催前の概ね３週間以内に目撃された場合は中止 （※実行委員会形式で実施。スポーツ振興課は構成団体の１つ。令和７年度の対応。令和８年度は未定）	・施設利用者（生息域内）向け注意喚起 【八王子陣馬トレイル】 ・中止（※山中で実施する大会の特性上、令和７年度の実行委員会の中で決めてはいないが、レベル１の対応から類推。令和８年度は未定）	・施設利用者（生息域内）向けの警戒の呼びかけ ・施設利用の自粛等 【八王子陣馬トレイル】 ・中止（※山中で実施する大会の特性上、令和７年度の実行委員会の中で決めてはいないが、レベル１の対応から類推。令和８年度は未定）	・施設利用者（生息域内）向けの警戒の呼びかけ ・施設利用の自粛等 ・建物内、フェンス内など安全な施設への避難誘導 【八王子陣馬トレイル】 ・中止（※山中で実施する大会の特性上、令和７年度の実行委員会の中で決めてはいないが、レベル１の対応から類推。令和８年度は未定）
生涯学習スポーツ部 文化財課	・必要に応じて、【別表４】の機関へ周知 【史跡範囲内の場合】 ・目撃場所に応じて来場者への注意喚起（現地、HP 等） ・管理人による防除対策（誘引物の除去等） ・八王子城跡ガイド等の関係者と情報共有、必要に応じガイドの活動方針について中止も含めた検討 ・必要に応じて関係機関との情報共有 【史跡範囲から遠く離れている場合】 ・特段の対応は無し 【絹の道資料館】 ・上記に準ずる。 ・施設利用予約（学校見学等）が入っている場合は、活動見直しを提案	・【別表４】の機関へ周知 【史跡範囲内の場合】 ・来場者へ強い注意喚起（現地、HP 等） ・管理人による防除対策（誘引物の除去、定期的な爆竹使用等） ・八王子城跡ガイドの活動方針について中止も含めた検討 ・関係機関との情報共有、必要に応じ適切な対応を求める協議 【史跡範囲から遠く離れている場合】 ・特段の対応は無し 【絹の道資料館】 ・上記に準ずる。 ・施設利用予約（学校見学等）が入っている場合は、延期又は中止するよう連絡	・【別表４】の機関へ周知 【史跡範囲内の場合】 ・来場者へ自粛を求める警戒の呼びかけ（現地、HP 等） ・八王子城跡ガイドの活動中止 ・八王子城跡ガイダンス施設の休館検討 ・関係機関へ適切な対応を求める協議 【史跡範囲から遠く離れている場合】 ・八王子城跡ガイド等の関係者への必要に応じた情報提供 【絹の道資料館】 ・上記に準ずる。 ・施設利用予約（学校見学等）が入っている場合は、延期又は中止するよう連絡	・「危機レベル３」と同様
生涯学習スポーツ	・施設利用者（生息域内）向け注意喚起 ・施設管理者による防	・施設利用者（生息域周辺）向け注意喚起	・施設利用の自粛等 ・施設からの外出自粛 ・施設管理者による防	・施設利用の中止等 ・施設からの外出完全禁止

	危機レベル１	危機レベル２	危機レベル３	危機レベル４
部 図書館課	除対策（誘引物の除去等）	（注意看板掲示、声掛け等）	除対策（誘引物の除去、バッファーゾーン整備（草刈り）等） ・緊急銃猟の場合、避難エリア内の住民を避難誘導	・施設外からの避難者の受入れ ・緊急銃猟の場合、避難エリア内の住民を安全な施設への避難誘導 ・交通整理

【別表６】緊急銃猟実施報告様式

緊急銃猟実施報告様式

速やかな情報共有のため、本報告の作成に時間を要する場合（目安：３日程度を超える場合）には、★印のある回答項目のみまずはご回答いただき、後日（目安：１週間以内程度)、その他の回答項目についても回答をお願いします。

※回答欄について、空欄に必要事項を記載するか、該当するものに〇をつけて下さい。

※回答欄が狭い場合には、改行により回答欄を広くして下さい。全体のページ数が様式のページ数を超えても構いません。

１．基本情報

（１）緊急銃猟を実施した日時（★）

※一度の射撃で捕獲等が完了せず、複数回の射撃を行った場合には、全て記載下さい。

（２）緊急銃猟を実施した場所

住所(★) 緯度経度(10 進法)	*※緯度経度については、GPS 又は地図から読み取った情報を記載下さい。*
緊急銃猟を実施した場所の環境の種類	*※例）市街地、建物内（建物の種類：　）、農耕地、道路（のり面含む)、河川敷・堤防、海岸、その他（　　）*
緊急銃猟を実施した場所の状況	*※例）山林から 100m 離れた農地。視界は良い。*
地図	*※緊急銃猟を実施した場所の様子がわかる地図を添付して下さい。本回答欄に貼り付けていただくか、本報告の添付資料として別途提出下さい。*

（３）天気

晴れ　・　くもり　・　雨　・　その他（　　）

２．危険鳥獣に関する事項

（１） 危険鳥獣の種類等

鳥獣の種類 (★)		頭数(★) (親子の場合はその旨記載下さい)		年齢		性別	オス・メス

大きさ	全長	cm	体重 (実測・目測)	kg	前掌幅 (クマ類に限る)	cm
繁殖状況	*※情報の収集方法等については、「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン補足資料」Box4 も必要に応じご参照下さい。把握困難な場合には空欄で提出いただき、その後明らかになった場合にはご連絡下さい。*					
個体識別に係る DNA 検査の実施状況	*※把握困難な場合には空欄で提出いただき、その後明らかになった場合にはご連絡下さい。*					
その他	*※危険鳥獣に関して補足があれば、記載下さい。*					

（1） 危険鳥獣の行動履歴

※初出没の通報から緊急銃猟の実施までの間の行動履歴について、可能な範囲で時系列に沿って箇条書きで記載下さい。危険鳥獣による被害の発生の日時や自治体による対応状況についても併せて記載下さい。

（2） 危険鳥獣による被害状況（★）

人身被害　*※該当がある場合に〇をつけて下さい。*	
農林水産業被害　*※該当がある場合に〇をつけて下さい。*	
その他の被害(具体的に)　*※該当がある場合に記載してください。*	

（１） 危険鳥獣の出没の原因に係る考察

※何らかの誘引物に引き寄せられたなど、想像される原因について、ご担当者様の考察を記載下さい。

３．緊急銃猟の実施に関する事項

（１）緊急銃猟の実施体制

①人数等

役割	人数 （うち、兼務の人数）	補足（役職や所属、その他関連情報）
捕獲者		*※市町村職員かどうか、また、鳥獣被害防止特別措置法に基づく鳥獣被害防止実施隊の所属の有無については記載下さい。*
捕獲者を サポートする者		*※市町村職員かどうか、また、鳥獣被害防止特別措置法に基づく鳥獣被害防止実施隊の所属の有無については記載下さい。*
緊急銃猟の実施の判断、緊急銃猟の実施の市町村職員への指示又は市町村以外の者への委託を行う者		*※役職や所属は記載下さい。*
通行制限を行う者		*※役職や所属は記載下さい。多数である場合には、簡略化して記載いただいて構いません。* *例）〇〇課より〇名*
住民への避難を 呼びかける者		*※役職や所属は記載下さい。多数である場合には、簡略化して記載いただいて構いません。* *例）〇〇課より〇名*
緊急銃猟の様子を 記録する者		*※役職や所属は記載下さい。*
場所の管理者・地権者との調整を行う者		*※役職や所属は記載下さい。*
原状回復を行う者		*※役職や所属は記載下さい。多数である場合には、簡略化して記載いただいて構いません。* *例）〇〇課より〇名*

②都道府県への応援の要請を行った場合、派遣された都道府県職員の人数と、実施した内容

③警察官の協力を得た場合、警察官が実施した内容

（２）通行制限・避難指示、銃猟の角度等

使用した銃	*※例：ライフル銃（銃の製品名ではなく、種類を記載下さい。）*	実包等の種類	*※例：サボット弾（実包等の製品名ではなく、種類を記載下さい。）*	射撃距離	*※射撃時の捕獲者と危険鳥獣の距離を記載下さい*
バックストップの材質		捕獲者とバックストップとのおおよその角度			
土地の立ち入りの実施状況	*※緊急銃猟の実施にあたって、他人の土地への立ち入りや障害物の除去についての実施状況について記載下さい。*				
安全確保措置の概要	*※通行禁止・制限範囲の設定、住民への避難指示の実施方法についてご記載下さい。*				
概況図	*※模式的な図等を交えて説明して下さい。図の作成にあたっては、地図に本部設置場所、人員の配置、射撃位置、捕獲場所、避難範囲、交通規制範囲等を記載下さい。緊急銃猟ガイドライン P80～「事例」についても参考にして下さい。* *※手書きの図をスキャン等して画像として貼り付けていただいたり、別ファイルで添付していただくことも可能です。*				

緊急銃猟の実施に係る対応履歴	*※緊急銃猟の実施のための手順の実施履歴について、可能な範囲で時系列に沿って箇条書きで記載下さい。２（２）に集約して記載した方が記載しやすい場合には、それでも構いません。*

（３）緊急銃猟の実施結果

危険鳥獣の捕獲等の有無（★）			有　・　無		
発射弾数		命中弾数		貫通弾数	
跳弾等の有無	有　・　無		跳弾の状況		
物損の有無			有　・　無		
物損がある場合の今後の対応					
その他	*※緊急銃猟の実施結果に関して補足があれば、記載下さい。*				

４．緊急銃猟を実施した市町村の対応経験や事前準備の状況

（１）過去５年間の危険鳥獣の対応経験

緊急銃猟の実施の有無	有　・　無
緊急銃猟以外の方法による 人の日常生活圏における危険鳥獣の捕獲等の対応の有無	有　・　無
捕獲等以外(追い払い等)の方法による 人の日常生活圏における危険鳥獣の対応の有無	有　・　無

（２）緊急銃猟の実施に備えた平時における事前準備の状況

対応マニュアルの 作成の有無	有　・　無	対応マニュアルの 作成に関する状況	
権限委任等の有無	有　・　無	権限委任等の状況 （委任等をしている場合には その方法を含む）	
捕獲者の確保の有無	有　・　無	捕獲者の確保の状況	
訓練・研修等の 実施の有無	有　・　無	訓練・研修等の実施状況	
加入している保険の会社名、 保険商品名、主な補償内容			
交付金の利用状況			

５．考察

※成果や課題等について自由に記載下さい。

注）報告いただいた情報は、緊急銃猟制度の運用の改善等に活用させていただきます。
また、報告いただいた対応事例について、都道府県及び市町村に情報共有を行う場合には、個別に相談いたします。

八王子市ツキノワグマ対応マニュアル

発行
令和８年（2026 年）８月
改定
令和８年（2026 年）10 月

八王子市　経済産業部　農林振興・獣害対策課